

官報号外 令和二年十一月二十七日

○第二百三回 参議院会議録第五号

令和二年十一月二十七日(金曜日)

午前十時一分開議

件(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議事日程 第五号

令和二年十一月二十七日

午前十時開議

第一 平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法

会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

等の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、第二百三回国会衆議院送付)

第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員

及び同予備員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

一、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの

令和二年十一月二十七日 参議院会議録第五号

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙
内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

一

こととし、また、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員その他各種委員を議席に配付いたしました氏名表のとおり指名し、職務を行う順序を決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(山東昭子君) この際、国家公務員等の任命に關する件についてお諮りいたします。

内閣から、検査官、原子力委員会委員長及び同委員、個人情報保護委員会委員並びに公安審査委員会委員長及び同委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、検査官に岡村肇さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

の起立を求めます。

議長の指名した各種委員は左のとおり
裁判官弾劾裁判所裁判員 中川 雅治君
松山 政司君
同 予備員 竹内 真二君(第二順位)
芳賀 道也君(第五順位)
森 ゆうこ君(第二順位)
検察官適格審査会委員予備委員 上野 通子君(西田昌司君の予備委員)
国土審議会委員 二之湯 智君
羽田雄一郎君
谷合 正明君
裁判官訴追委員予備員 順位変更
高木おり君(第五順位を第三順位に変更)
伊藤 孝恵君(第三順位を第四順位に変更)
〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、同意することに決しました。

次に、原子力委員会委員長に上坂充さんを、同

委員に佐野利男さんを任命することについて採決をいたしました。

内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、同意することに決しました。

次に、個人情報保護委員会委員に浅井祐二さん

及び高村浩さんを任命することについて採決をいたしました。

内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつて同意することに決しました。

次に、個人情報保護委員会委員に大島周平さん

及び梶田恵美子さんを任命することについて採決をいたしました。

内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) この際、欠員となりました

裁判官弾劾裁判所裁判員一名、同予備員二名、またあわせて

皇室会議予備議員、裁判官訴追委員二名、

検察官適格審査会委員予備委員各一名、

國土審議会委員三名の選舉を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、いざれどもその手続を省略し、議長において指名する

件について承認を求めるの

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、同意することに決しました。

次に、公安審査委員会委員長に貝阿彌誠さんを、同委員に鶴瀬恵子さん、西村篤子さん及び秋山信将さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することに賛成の皆さん

の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、同意することに決しました。

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。茂木敏充外務大臣。

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。山田宏さん。

(山田宏君登壇、拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。山田宏さん。

○議長(山東昭子君) ただいま議題となりました包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま議題となりました包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま議題となりました包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま議題となりました日英包括的経済連携協定、日英E

はどのように確保されているのでしょうか。経産大臣に伺います。

あわせて、本邦企業は英国のEU加盟を前提に生産戦略を練り、構築してきましたから、EU加盟国から工業製品を送る、あるいは英国からEU加盟国に送る際にも現在のメリットが確保される必要があります。英EU・EPAの早期合意と発効についても我が国として全力で支援していく必要がありますと考えますが、この点について外務大臣に伺います。

農林水産分野では、政府の根気強い交渉により、日本側の関税については、日EU・EPAの水準を超える市場開放は行わない、しっかりと国内産業を守る内容となっています。

英國の関心が高かつたブルーチーズでも、関税割当て枠で譲歩していません。仮に譲歩していたとすれば、将来的に英國以外からの追加要求にならなければなりません。

そこで、今回の日英EPAの早期発効が持つ大きな意義について、外務大臣の見解を伺います。

一方、英國側の関税については、牛肉やお茶、水産物など、我が国との関心の高い品目で日EU・EPA同様、関税撤廃を確保しています。農林水産物の輸出に力を入れている地方では、これまでながらかねませんでした。割当て枠について譲歩しないという方針を貫いたことは、これから貿易協定交渉においても大きな意義があります。

一方、英國側の関税については、牛肉やお茶、水産物など、我が国との関心の高い品目で日EU・EPA同様、関税撤廃を確保しています。農林水産物の輸出に力を入れている地方では、これまで

と変わらないチャンスが期待できます。

そこで、農林水産分野での日英EPAの内容は、日EU・EPAと比較し、我が国の農林水産業に携わる方々にどのような効果と影響をもたらすのか。あわせて、消費者にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか。これらについて農林水産大臣にお伺いいたします。

今回の日英EPAは、日EU・EPAには盛り込まれていなかつた規定が追加されているという先進性も特徴です。

例え、日EU・EPAにはなかつた貿易及び女性の経済的エンパワーメントという規定が設けられました。

さらに、昨年十二月に承認された日米デジタル貿易協定と同様、デジタルの世界における保護貿易主義や覇権主義を止めるための先進的かつハイレベルなルールとなつてゐる点も特徴的です。

昨年、我が国は、大阪で開催されたG20で、デジタル経済、特に、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスとして大阪トラックを立ち上げました。大阪トラック、そして日米デジタル貿易協定、日英EPAという流れで見れば、国際的なルールを作るという我が国の戦略は着実に進んでいると評価いたしてあります。

そこで 今後 どのように大阪トラックの具化を引き続き進めていくお考えか、外務大臣に伺います。

英國のEU離脱とともに、英國との大英帝国時代の歴史的なつながりが深い国々が協力関係を築いている英連邦、コモンウェルスの動きについても関心が高まっています。EU離脱後の英國の基本戦略として語られるグローバル・ブリテンの背景にも、五十四か国の加盟国、二十四億人の人口、そして三人に一人が十五歳から二十九歳という若さなど、コモンウェルスへの成長力がありま

平成二十五年九月、私は、南アフリカで開催されたコモンウェルス議会協会総会に、我が国の交流が進むきっかけとなる期待と、コモンウェルス加盟国との更なる関係強化への関心を記した安倍総理の親書を携えて、自費でオブザーバー出席しました。

その際、民主主義と法の支配に立脚した政治制度を基本的価値とするコモンウェルス加盟国の議員との意見交換を通じて、加盟国の中にも日本との関係強化を望む声が数多くあることを知りました。

そこで、今回の日英EPAの発効を機に、我が国は、コモンウェルスが開催する様々な会議等に

オブザーバーとして参加することを通じて、経済はもとより福祉や医療の面、また安全保障の面でも加盟国との関係強化を図るべきではないかと考えますが、外務大臣の御見解を伺います。

ここから、日英E.P.Aに關連して、自由貿易協定全般についても同ります。

國務大臣茂木敏光登、白手

○国務大臣（茂木敏允君）　山田議員から、日中外相会談及び共同記者発表における王毅国務委員の

発言についてお尋ねがありました。
当然ながら、御指摘の王毅国務委員の発言は、
米国議員がこの間の「通商」法中の「通商」と
「開拓」の二つの用語の意味によつて、

仮に本年末の移行期間終了までに日英EPAを締結できなければ、日英間の関税率が上昇するなど、日英間の貿易や日系企業のビジネスの継続性に大きな影響が出ることとなるため、日英EPAの早期締結は極めて重要であると考えております。

尖閣諸島についての中日領有権の問題は、日中間で最も歴史的にも国際法上でも疑いのない我が国の固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

英國とEUとの将来関係の交渉に関する日本政府の対応についてお尋ねがありました。

会談の中で私から王毅国務委員に対して明確に伝えており、過去最長となる領海侵入や接続水域内の航行、我が国の漁船への接近等の個別の事案を取り上げながら、我が国の強い懸念を伝え、中国側からこうした行動を取らないよう強く申し入れました。また、共同記者発表後に行われた議論の中でも、こうした我が国の考え方を改めて申入れを

際貿易大臣、EUについては、貿易担当欧州委員に対しても働きかけ、また、EU加盟国の主要な外務大臣との会談においても早期妥結の重要性を強調し、前向きな対応を促してきました。引き続き、英、EU双方に早期妥結を働きかけていく考えであります。

て守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然に対応してまいります。

日本はこれまで、データ・トラスト、すなわち信頼性ある自由なデータの流通の実現に向け、TPPや日米デジタル貿易協定を始めとするデジタル分野の国際的なルール

日英EPAは、EU離脱後の英国との間で、日本がEUに代わる貿易投資の枠組みを規定する協定です。

日英EPAにおいても、情報の越境移転の制限の禁止、コンピューフー規制(改めて規制)を設けました。

るもので、日系企業のビジネスの継続性を確保し、日英間の貿易投資の促進につながることが期待されます。

の禁止、ソースコード、アルゴリズムの開示要求の禁止等を規定しており、これらの規定は、デジタル貿易、電子商取引分野における国際的なルール作りにおける議論をリードするハイスタンダード

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の締結

ドなものです。

括的な経済上の連携を求めるの件(趣旨説明)

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイラン連合王国との間の協定の締結について承認を 四 求めるの件(趣旨説明)

我が国として、昨年六月のG20大阪サミットの機会に立ち上げた大阪トラックの下、WTOにおける取組を始め、ポストコロナで重要性が増すデジタル分野に関する新たなルール作りにおいて引き続き主導的な役割を果たしていきます。コモンウェルズ加盟国との関係強化についてお尋ねがありました。

コモンウェルズは英国を含む五十四の国々の連合であり、民主主義、人権、法の支配をその中核的価値、原則に掲げています。

我が国が基本的価値を共有するコモンウェルズの国々と様々な分野で連携することは有意義であり、私自身、英国や豪州、インドを始めコモンウェルズの国々の外相と緊密に連携してきています。引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現のための協力を含む幅広い分野で、これらの諸国との関係を一層強化してまいります。

インドのRCEPへの参加についてお尋ねがありました。

インドは、貿易赤字拡大の懸念や幾つかの国内事情を抱えていますが、十億人を超える人口を抱え、近年、着実に経済成長を実現していることを踏まえれば、インドがRCEP協定に参加することは経済的にも戦略的にも極めて重要であります。

我が国としては、RCEP協定の署名に際して、RCEPがインドに対して開かれていることを明確化するインドのRCEPへの参加に関する閣僚宣言の発出に尽力したところであり、今後とも、インドの将来のRCEP協定への参加に向けて主導的な役割を果たしていく考えであります。

最後に、TPPの拡大についてお尋ねがありました。我が国は、自由で公正な経済圏を広げるべく、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定を締結するなど、国際的な取組をリードしてきました。ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世

紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有するTPP11への新規加入については、様々なエコノミーが関心を示しているところであります。他方、TPP11は、市場アクセス面でもルール面でも高いレベルの内容となっており、関心表明を行っているエコノミーがこうした高いレベルを満たす用意ができるのかどうかについては、しっかりと見極める必要があると考えています。

来年、TPP委員会の議長国となる我が国としては、新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点を踏まながら、引き続きTPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣梶山弘志君登壇、拍手〕

○國務大臣(梶山弘志君) 山田議員からの御質問にお答えをいたします。

日英EPAの鉱工業品関税についてのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、日英間では自動車や自動車部品、鉄道車両等、多くの産品が取引されており、現在、日EU・EPAが適用をされています。英國のEU離脱の移行期間終了後も日本企業がこのメリットを維持できるよう、鉱工業品について日EU・EPAと同様に日英EPAでも将来適用されることとなります。

これにより日系企業のビジネスの継続性が確保されることを期待しております。(拍手)

これにより日系企業のビジネスの継続性が確保されることを期待しております。(拍手)

農林水産業及び消費者への影響についてお尋ねがありました。

本協定において、日本側の農林水産品については、関税は日EU・EPAと同じ内容を維持する、日EU・EPAで設定された関税割当ては設けないなど、日EU・EPAの範囲内となっており、日EU・EPAに代わり今回の日英協定が適用されても我が国の農林水産業への追加的な影響はないものと考えております。

我が国からの輸出につきましては、牛肉、茶、水産物など主要な輸出関税品目の関税の撤廃など、日EU・EPAの内容を維持しており、輸出の取組を後押しするものと考えております。

また、我が国の消費者に対しては、例えばコーヒーやビスケットなど英國産の輸入食品について、日EU・EPAで得られた低税率が引き続き適用されることとなります。

農林水産省としては、本協定の適切な運用に努めるとともに、英國市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に強力に取り組んでまいります。(拍手)

〔議長(山東昭子君) 白眞勲さん。〕

○白眞勲君 立憲民主・社民の白眞勲です。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました日英包括的経済連携協定について質問をいたします。

これに關連して、まず聞かなければならぬことがあります。

政府は森友学園関連の国会答弁で事實と違う答弁を百三十九回していたということが二十四日、分かりました。事實上の虚偽答弁じやないんでしょうか。それに比べ、今度は安倍前総理の後援会が開いた接を見る会の前夜祭をめぐり、安倍氏側が費用を負担した件が報道された件です。この報道が事実であるならば、安倍政権は国会においてうそをつき放ししていたとなるわけで、これほど国会、国民を愚弄、ないがしろにした話はありません。とんでもない話であります。こんなうそ答弁を連発されていたならば、何を国会で聞いても信じられなくなるではありませんか。

茂木大臣は安倍政権時代からその中枢にいたわけで、その立場からこの件に関してどう見ていいのか、見解をお伺いいたします。

次に、核兵器禁止条約についてお伺いいたします。

核兵器禁止条約は来年一月に発効しますが、広島、長崎の市長は、政府がオブザーバーとして締約国会議に参加するよう求めています。また、両市議会は、被爆地の広島、長崎での締約国会議の開催も併せて要請しております。

この件について、十一月五日に私が予算委員会で質問したところ、菅総理は、締約国じやない中で不適切と一蹴しました。被爆国の総理大臣とは思えないほど大変後ろ向きな答弁をされて私は驚きました。あきれ、そのとき私の方から不適切だと言うこと自体が不適切だと私が言いましたが、その後、外交防衛委員会で茂木外務大臣に同様のことを質問しましたら、菅総理のときとは打って変わって、一般論で申し上げますと、核軍縮に關する国際会議を開催することは、ちょっと思えないほど大変後ろ向きな答弁をされることは、ちょっと思えません。

私は、その後、外交防衛委員会で茂木外務大臣に同様のことを質問しましたが、我が国の核兵器廃絶への強い願いを世界に発信する上で有意義だと考えておりますと、すばらしい前向きな答弁をされたので、これまた驚きました。

是非、この会議を広島、長崎で開こうではありますか。

一九八二年六月、第二回国連軍縮特別総会を開きかけとして、広島、長崎両市は、世界の都市や自治体に対し、国境を越えて連帯することを呼びかけました。平和首長会議であります。

また、一か月前の一九八二年五月に、この本会

官 報 (号 外)

議場でこれに関する決議を全会一致で採択しました。その決議には、「特に、核兵器が二度と使われるのこのないよう実効ある国際的措置をとることを強く訴えること。」を政府に要請しております。それから約四十年経た現在、今まさにこの決議文が核兵器禁止条約によって実現しようとしているのです。

政府は、今まで核兵器禁止条約について、核兵器保有国の支持がないから署名しないとしていました。しかしながら、先ほど申し上げた平和首長会議には、現在、何と百六十五か国・地域の七千九百六十八都市が加盟しており、その中には、核保有国のアメリカ二百十八都市、ロシア六十七都市も含まれているのです。であるなら、市民のこうしたうねりを、政府そして私たち国会議員は強力に支援すべきじゃないんでしようか。

締約国会議を広島、長崎で開催するのと同時に、これら平和首長会議を広島、長崎で開催することに政府が協力することこそが、政府の言う立場の異なる国々との眞の橋渡し役ということにならぬではないでしょうか。この提案について、外務大臣の見解を求めます。

宣言では、日本政府と国議員に訴えますとして、日本政府に対してもなく、初めて国会議員にも呼びかけたことですが、そこには、核兵器の怖さを体験した国として、一日も早く核兵器禁止条約の署名、批准を実現するともに、被爆者援護についても触れられています。世界の流れがこの条約の発効を機に、今、確実に変わつてきています。ここにいる国会議員の皆さん之力で核廃絶を実現しようじやありませんか。

イデン次期大統領を茂木外務大臣は長崎に招待するおつもりがあるかどうか、お聞きいたします。次に、条約の国会提出の順番についてお伺いいたします。
日英E.P.Aは今年十月二十三日に署名されました。が、それまでに日印A.C.S.A等三本がこの条約の前に署名されていますが、なぜかこれらの条約は今国会に提出されていません。普通、書類は下から順番に処理しますよね。日英E.P.Aだけが提出したのはなぜですか。外務大臣、お答えください。

こと、私、外交防衛委員会でも指摘したんです
ね。あのときは日米貿易協定、デジタル協定で
たが、その前に署名された幾つもの条約は放つて
おいて、この条約二本だけが国会に提出され
ましたのです。当時、私がそのことを質問した
際、茂木外務大臣は、日本全体としての優先順
位、国益に資するかを考えて国会にお諮りをした
いと答弁しました。これ、どういう意味なんんで
しょうか。私、当時言いましたが、署名した順番
どおりに条約を国会に提出して国会で審議するこ
とが相手国への誠意だと思います。

これはまさに、病院で順番待ちをしていたの
に、VIPが来たからって後回しにされて、VIP
の診療が終わつたらもう店じまいだと追い払わ

れるということ一緒にやありませんか。それを去年指摘したら、茂木大臣は何と言つたと思っていましたか。病院の列と条約の議論は必ずしも一緒にできない問題だ、当たり前ですよ、そんなの私たつて分かりますよ。しかし、本質は同じ問題ではないでしょうか。

日英E.P.Aはもちろん重要ですが、日印A.C.S.Aは防衛協力という観点からも非常に重要なのはなにでしようか。それなのに、今年も全く同じ、結局は英國をV.I.P待遇しているということではないでしょうか。この点について、茂木外務大臣

の答弁を求めます。

そもそも、今回の臨時会が短過ぎるんですよ。菅新総理になつていてますし、ましてやこのコロナ禍ですよ。議論すること山ほどあるんじやないんでしょうか。ところが、総理は、臨時会で所信を表明する前にベトナム、インドネシアに海外旅行ですよ。だから臨時会の期間が短くなつてしまつ

たんじやないんでしょうか、今国会をもつと早く開いて、順番に国会、すべき、署名、条約をする審議をすべきだったんじゃないんでしょうか。今触れた日米貿易協定の扱いについても聞かなればなりません。この協定について安吉前総理

は、日本の自動車、自動車部品に対して追加関税を課さないことをトランプ大統領との間で確認できていると説明されました。トランプ大統領と確認、アメリカ攻守ではなくて。つまり、自動車、

自動車部品については協定には明文化され得らず、安倍前総理とトランプ大統領の口約束になつてゐるのではないか。日米間の共同声明でござる、本件は同旨の精神に沿つて取扱はねばなりません。

お聞かせ頂いた件の件明記され
てござります。日本共にトップが替わった現在、大
丈夫でしょうか。

ハイラン日本がトランシングル制創立に異議をもつた指導者であることは明らかです。様々な新政策の変更が予測される中、この約束、守られるんでしょうか。守られるというのであるならば、そりゃあこりゃあ限界をもろくぶござる。さて、五

に見える相撲をお示しください。茂木大臣は既にバイデン氏にこの点について聞いているのでしょうか。以上の点について、茂木外務大臣の答弁を求めます。

一般的に貿易協定に締結国を優越する位置を設けるもので、特別なルールを定める場合にはWTOに通報する仕組みとなっています。しかし、日米貿易協定は発効から既に約一年にもなっているのにもかかわらず、WTOに通報されていませんよ。これでは日米二か国だけがこっそり、

こつそり特別なルールで貿易を行つてゐると国際

社会から見られてします。WTOに通報しないと二人だけの秘密、秘めやかに存在するルールになってしまいます。どういふ例はほんとうでないですか。こういう例はほんとうで、WTOに通報していない協定はほかにあるんでしょうか。

世界百十の経済大国である日本と中国がこのまま見られるのは私には耐えられません。なぜ政府はこの協定をWTOに通報しないのでしょうか。そして、いつWTOに通報するのでしょうか。以上につき、茂木外務大臣の答弁を求めます。

しかも、日米貿易協定については、最近まで外務省のホームページのEPA、FTAのページに掲載されていなかつたじやありませんか。今回、日英EPAの国会審議が開始されてから初めて掲

載されているんです。私、ちゃんと見ていてますよ。プリントアウトもしましたからね。日米貿易協定は政府の言うとおりにWTO協定、ガットと整合的であるなら、自信を持ってホームページに

掲載したらどうですか。それとも、何かやましいことでもあるんでしょうか。日米貿易協定が外務省のホームページのEPA、FTAのページに掲載されていなかつた理由を説明してください。

ちなみに、英文のホームページにはいまだ掲載されていません。日本語ホームページには入って、英文には入っていない理由はなぜですか、お答えください。要するに、国際的には通用しない

FTAなんぢやないんでしょうか。
日英EPAを議論する際に外せないのが、英國
とEUの交渉の行方です。英國とEUのFTA交
渉は、年末の移行期間終了の、間に合わせなけれ

はならないのに、公平な競争基準等をめぐり、まだに折り合えていません。日英EPAができるも、イギリスEU間でのFTAがまとまらないと、在英の日系企業、特に自動車産業はサプライチェーンの関係から多大な不利益を被ることが予測されます。

政府は、衆議院の審議においても、英國、EUに隨時働きかけを行つてはいるが、それでは足りないんじゃないでしょうか。相談窓口を設置したもの結構ですけれども、相談したって、ああそうですか、大変ですね、ではどうにもなりません。イギリスEU間で年内にFTA交渉が折り合わず、合意なき離脱となつた場合の在英日系企業の具体的な支援策について、経産業大臣にお伺いいたします。

英國からの農産品の輸入については、イギリスEUのEPAの範囲内で、EU・EPAの範囲内で合意となりました。また、見直し規定についても、EU・EPAと同じく、特定の品目について、協定発効五年又は日英両国が合意する年のいずれかの早い年に見直しの対象になることが規定されています。

ところが、同時に、協定発効五年後、日英両国はより迅速な関税の引下げ又は撤廃等を行うため、原産農産品の取扱いの見直しを開始するとされています。しかも、こちらの見直し規定は、我が国で守るべき米なども対象とされています。

茂木外務大臣は、衆議院での議論において、この見直し規定は見直し協議を予断するものではない、もう一回言います。この見直し規定は見直し協議を予断するものではない。言つてゐる意味が分かりません。また、英國は米の生産、そして対日輸出国ではないので問題ないともおっしゃっていますが、生産者の皆さんはそれでは安心できないわけなんですね。

これを入れることによつて、今後、他国とのFTA交渉の弱みにつながる可能性はないのでしょうか。また、この条文は「開始する」とあるので、本協定発効五年後には見直し協議が始まってしまいます。これも問題ではないでしょうか。これらの方に関して、日本政府としてはどういうお考えなのか、茂木大臣の答弁を求めます。

工業製品の関税撤廃について、政府のペーパー

を見ると、日本はイギリス市場に対して追加的に鉄道車両、自動車部品等の即時撤廃を確保したこと、新たに関税の即時撤廃を勝ち取つたかのようだ、相談窓口を設置したのも結構ですけれども、相談したって、ああそうですか、大変ですね、ではどうにもなりません。イギリスEU間で年内にFTA交渉が折り合わず、合意なき離脱となつた場合の在英日系企業の具体的な支援策について、経産業大臣にお伺いいたします。

英國からの農産品の輸入については、イギリスEUのEPAの範囲内で、EU・EPAの範囲内で合意となりました。また、見直し規定についても、EU・EPAと同じく、特定の品目について、協定発効五年又は日英両国が合意する年のいずれかの早い年に見直しの対象になることが規定されています。

ところが、同時に、協定発効五年後、日英両国はより迅速な関税の引下げ又は撤廃等を行うため、原産農産品の取扱いの見直しを開始するとされています。しかも、こちらの見直し規定は、我が国で守るべき米なども対象とされています。

茂木外務大臣は、衆議院での議論において、この見直し規定は見直し協議を予断するものではない、もう一回言います。この見直し規定は見直し協議を予断するものではない。言つてゐる意味が分かりません。また、英國は米の生産、そして対日輸出国ではないので問題ないともおっしゃっていますが、生産者の皆さんはそれでは安心できませんね。

これを入れることによつて、今後、他国とのFTA交渉の弱みにつながる可能性はないのでしょうか。また、この条文は「開始する」とあるので、本協定発効五年後には見直し協議が始まってしまいます。これも問題ではないでしょうか。これらの方に関して、日本政府としてはどういうお考えなのか、茂木大臣の答弁を求めます。

工業製品の関税撤廃について、政府のペーパー

く説明していません。しかも、女性会員そのものの割合は、日本学術会議三八%と低いにもかかわらず、女性の教授の任命拒否しちゃつたら、これ、やつていることと言つてはいることがちんぶんかんぶんじやありませんか。

本来、学問というのは様々な意見を述べ合うことで自分の考えも刺激を受け、さらには反対意見に対する論理構成を高めることで深まっていくもので、歴史的にはそれによって人類は発展したのではありませんか。これは別に学問の世界だけではなくて、我々国会議員にも当てはまることがありますけれども、経産大臣、いかがでしょうか。

中国の習近平国家主席は、今月二十日、APE C首脳会議において、TPP11への参加を積極的に検討するとして述べましたが、一つ気になるのが台湾との関係です。台湾には多くの日系企業が進出しています。台湾はTPP11への参加の意向を示していますが、RCEPやTPP11への台湾の加入について、日本政府としてはどのようにお考えでしょうか。

日本EPAでは、初めて女性のチャプターが盛り込まれ、ジェンダーについて記載されていました。(拍手) これが自体いいことなんですか? これで、この内閣から出てくるかよと私は思はず目を疑いまして。今の政権にそれを掲げるだけの資格があるのか疑問です。自分の胸によく手を当てて考えてみてください。ジェンダーを声高に唱えるのであるならば、まずは内閣の構成員から手を示すべきなんじやないんでしょうか。今の菅内閣の大臣、副大臣、政務官のうち、女性は何%なんでしょうか。日本EPAを締結した茂木大臣にお伺いします。

茂木敏充君登壇、拍手

○國務大臣(茂木敏充君) 白議員から、森友学園と桜を見る会についてお尋ねがありました。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○國務大臣(茂木敏充君) 白議員から、森友学園と桜を見る会についてお尋ねがありました。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

大体、この内閣は、日本学術会議の任命拒否問題についても、菅総理は、総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断したと繰り返すのみで、全

く説明していません。しかも、女性会員そのものの割合は、日本学術会議三八%と低いにもかかわらず、女性の教授の任命拒否しちゃつたら、これ、やつていることと言つてはいることがちんぶんかんぶんじやありませんか。

本来、学問というのは様々な意見を述べ合うことで自分の考えも刺激を受け、さらには反対意見に対する論理構成を高めることで深まっていくもので、歴史的にはそれによって人類は発展したのではありませんか。これは別に学問の世界だけではなくて、我々国会議員にも当てはまることがありますけれども、経産大臣、いかがでしょうか。

中国の習近平国家主席は、今月二十日、APE C首脳会議において、TPP11への参加を積極的に検討するとして述べましたが、一つ気になりますが、これが自体いいことなんですか? これで、この内閣から出てくるかよと私は思はず目を疑いまして。今の政権にそれを掲げるだけの資格があるのか疑問です。自分の胸によく手を当てて考えてみてください。ジェンダーを声高に唱えるのであるならば、まずは内閣の構成員から手を示すべきなんじやないんでしょうか。今の菅内閣の大

臣、政務官のうち、女性は何%なんでしょうか。日本EPAを締結した茂木大臣にお伺いします。

○國務大臣(茂木敏充君) 白議員から、森友学園と桜を見る会についてお尋ねがありました。

既に総理や官房長官が述べられているとおり、政府として、引き続き真摯に答弁するよう努めてください。茂木大臣にお伺いします。

官 報 (号 外)

こととなるため、日英EPAの早期締結は極めて重要であると考えております。

国会に提出する条約については、国会日程や政府全体の提出法案のバランス等を考慮の上決定していく。病院の急患と一緒にしているわけではありませんが、今回の臨時国会では、限られた会期を含め、様々な要素を総合的に検討した結果、日英EPAに絞つて審議をお願いすることといたしたものであります。

なお、国会の会期について、外務大臣としてコメントすることは差し控えます。

日米貿易協定における自動車、自動車部品の追加関税についてお尋ねがありました。

自動車、自動車部品に係る米通商拡大法二百三十二条の扱いについては、日米首脳共同声明において、両国は、協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない旨を明記、そして、これが日本の自動車、自動車部品に対して追加関税を課さないという趣旨であることは首脳会談で明確に確認したところであります。これは極めて重い了解事項であると考えております。

さらに、バイデン次期大統領は、同盟国への追加関税措置に慎重な立場を表明していると承知をいたしております。バイデン新政権とも本件を含めた通商政策について連携をしていく考えであります。日米貿易協定のWTOへの通報についてお尋ねがありました。

お尋ねの先進国の範囲は必ずしも明らかではありませんが、WTOのホームページでは、現在、五十四の自由貿易協定がいまだに通報されていないことが公表されており、この中には、香港AS EAN貿易協定やオーストラリア・インドネシア貿易協定も含まれております。日米貿易協定のWTOへの通報についてお尋ねで調整中であります。調整の後、かかるべく

行う予定であります。

日米貿易協定の外務省のホームページへの掲載についてお尋ねがありました。

日米貿易協定の関連資料につきましては、昨年十月に日米貿易協定が署名された時点で、速やかに外務省ホームページに関連資料を明確に掲載いたしております。その際、英文ホームページへも掲載を行つています。

その上で、本年十一月上旬、日米貿易協定の関連資料掲載箇所へのリンクを、我が国の経済連携協定(EPA・FTA)等の取組のページにも掲載いたしました。

日米貿易協定の外務省のホームページへの掲載を含め、経済連携協定等について、ホームページ上に、いかなる形でどのような箇所に資料を掲載し、またリンクを設けるかについては、案件ごとに総合的な観点から検討を行つております。

日英EPAの見直し規定についてお尋ねがありました。

日英EPAの再協議規定は、TPPなど他の協定においても設けられている一般的な規定でありまして、日英EPAのこの規定が今後のFTA交渉に特段の影響を及ぼすことになるとは考えていいません。

御案内とのおり、英国は、米の生産国として対日輸出国ではありませんが、いずれにせよ、日英EPAに基づく見直し協定に当たっては、我が国の国益に反する合意をするつもりはございません。

台湾のRCEPやTPP11への参加についてお尋ねがありました。

RCEP協定については、協定発効から十八か月後、全ての国及び独立関税地域に新規加入が開放されることになります。RCEPは開かれた協定であり、政府としては、同協定の水準を満たすあらゆる国・地域に対して同協定への関心を歓迎をしますが、まずは、地域の望ましい経済秩序の構築につなげるべく、RCEP協定の早期発効に向けて取り組みたいと考えております。

ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有するTPP11への新規加入については、様々なエコノミーが関心を示しているところであります。

他方、TPP11は、市場アクセスの面でもルールの面でも高いレベルの内容となつており、関心表明をしているエコノミーがこうした高いレベルを満たす用意ができるかどうかについては、しっかりと見極める必要があると考えております。

来年、TPP委員会の議長国となる我が国としては、新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点も踏まえながら、引き続きTPP11の着実な実現及び拡大に取り組んでいく考えであります。

最後に、菅内閣における女性の割合についてお尋ねがありました。

菅内閣における女性の割合は、約一%となつております。

日英EPAでは、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する章を新たに設けており、これに基づき設置をする作業部会において、市場や技術、資金調達への女性のアクセス改善等に関する取組を共有することを通じて、女性のエンパワーメントを促進していきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣梶山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 白議員からの御質問にお答えをいたします。

英EU間のFTA交渉が年内に妥結しない場合

ました。

英國のEU離脱に伴い英EU間で交渉が妥結し

なかつた場合の関税負担の増加に加え、仮に交渉

が妥結したとしても、通関手続の発生や規制面への対応など様々な追加負担が発生することが見込まれます。そのため、経済産業省では、在英日系中堅・中小企業等への支援を徹底するため、昨年十月に約三百人の職員、専門家からなるブレグジット対応サービスデスクを設置をいたしました。

サービスデスクには、例えばFTA交渉が妥結しない場合の関税負担や、通関手続に伴う物流の混亂への懸念など、様々な相談が寄せられているところであります。これに対しても、例えば英EU交渉が妥結しない場合に事業に支障が出ないよう、在庫の積み増しや代替となる調達ルートの検討など、具体的な対応策を提案し話し合うなど、引き続き英国、EUに対して速やかな妥結を働きかけています。こうした取組を通じて企業への影響が最小限となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

工業製品の英国側の関税撤廃についてお尋ねがありました。

鉄道車両等については、英国政府が来年から無税とする旨公表しておりますが、日英EPAでこれら品目の関税の即時撤廃を約束することにより、将来的な関税の引上げを防止できるという点で意義があります。

また、自動車部品である電気制御盤は、英國政

府が来年から2%の関税を掛ける旨公表しておりますが、日本からの輸出については日英EPAの発効と同時に無税となります。

今回の合意が、我が国製造業の英国市場における競争力の強化につながることを期待をしており

ます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 浅田均さん。

浅田均君登壇、拍手

○議長(山東昭子君) 浅田均さん。

日本維新の会、浅田均です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、関係大臣に質問いたします。

日本維新の会は、結党以来、自由貿易体制の拡大を支持し、TPPや日EU・EPA等に賛成していました。少子高齢化と人口減少に直面する我が国経済の成長の原動力になる上、域内の平和と安定に大いに資するものと考えるからです。

我が党は、本協定につきましても、日EU・EPAをほぼ維持しつつ、物品貿易については一部品目で英国市場へのアクセスを改善し、電子商取引、金融サービス等の分野では先進的なルールを規定したこと等を評価しております。世界は保護主義に傾きつつあります。今こそ、自由貿易の旗を高く掲げ、本協定を遅滞なく発効させることにより、世界経済の成長に向けて責任ある姿勢を内外に示すべきだと考えます。その上で、本協定の残された問題点や、さらに協定の先を見据えた諸課題について伺います。

まず、懸念されることは、年内を期限とする英國とEU間のFTA交渉が難航していることです。英国には一千社以上の日系企業が進出し、欧洲における生産や販売等の重要な拠点とし、日英EU間で密接なサプライチェーンを構築していくます。交渉決裂で英EU間の関税が復活すれば、在欧日系企業は甚大な打撃を受け、本協定によるメリットも大きく損ないます。

茂木外務大臣に質問します。

英國とEU間のFTA交渉が年内に妥結する見通しについてどう見ておられますか。合意に向けて何が一番のネックになつておられますか。北アイルランド問題ですか。関税同盟ですか。また、政府として両者が速やかに歩み寄るよう、何か働きかけることはできませんか。

政府は、昨年十月、英国に進出している日系企

業支援のため、ブレジット対応サービスデスクを設置し、通関手続や規制面での対応、販路の転換、開拓等に関する各種情報提供を行つていているとおっしゃっています。

そこで、日系企業が特にイギリスに要望していることについて、どうなつたのか御説明ください。

一点目は、労働者へのアクセスの問題、二点目は、外資参入に係る基本政策、三点目は、データ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持について、四点目は、英國の独自規制・基準のEU基準との整合性、五点目は、研究開発予算へのアクセス、以上、梶山経済産業大臣に答弁を求めます。

菅総理は、所信表明演説で、農産物の輸出について、二〇三〇年に五兆円の目標達成に向か、当面の戦略を年末までに策定し、早急に実行に移すと宣言されました。しかるに、昨年の英國に対する農林水産物の輸出額は約六十八億円で、全体の野上農林水産大臣に質問します。

本協定では、英國側の関税について、牛肉、茶、水産物など主要な輸出品目の関税撤廃を確保した日EU・EPAと同水準を維持していくが、今後、農林水産物の対英輸出をいかに飛躍的に拡大していく考えですか。具体的な戦略は描かれています。

英國は、TPPへの加盟を目指し、我が国も協力することで合意しています。英國が入れば、TPPは環太平洋地域を越えた巨大な自由貿易圏に発展します。

茂木大臣にお尋ねします。

英國のTPP参加について、日本の国益、ひいきが一番のネックになつておられますか。北アイルランド問題ですか。関税同盟ですか。また、政府として両者が速やかに歩み寄るよう、何か働きかけることはできませんか。

政府は、来年TPPの議長国として、日本はどのように段階的に撤廃され、日本からの工業品輸出でも

に英国のTPP加盟を後押ししていく方針ですか。

ところで、八年の交渉を経て、日中韓やASEANなど十五か国が地域的な包括経済連携、RCEP協定に署名しました。成長著しいアジア地域に人口、GDP共に世界の三割を占める巨大な自由貿易圏が築かれます。日本にとっては、最大の貿易国である中国、三位の韓国と結ぶ初の自由貿易協定であり、コロナ禍で落ち込む日本経済を再び成長軌道に乗せるための起爆剤になると期待されます。

とはいえ、RCEPが内包する危うさから目をそらすことではできません。インドが対中貿易赤字の増大を理由に離脱したことでの、域内での中国の影響力が突出する懸念があります。

強調すべきは、対中摩擦やコロナ禍で、サブランチエーンを含む貿易投資先として中国に大きく頼る危険性がはつきりしたことです。政府は、企業の海外拠点の分散化を促してきましたが、中国の影響力が増せば、この流れが元に戻りかねません。中国の影響力を弱めるためにもインドの参加は不可欠です。インドは、菅政権が掲げる自由で開かれたインド太平洋への重要なパートナーです。

デジタル分野でのルールの縛りが甘くなつたのは中国への配慮があつたと指摘されていますが、事実ですか。政府は今後、どのように関税自由化の水準を引き上げ、より厳格な経済ルールを整備していく考えですか。また、日本が主導して、中國による協定の履行状況を厳しく監視するなどルールの遵守を迫つていくべきですし、RCEPの枠内にとどまらず、公正で透明性ある経済の確立を促すために米欧等とともに改革を迫つていくことも必要だと考えます。政府の対応をお示しください。

梶山大臣に質問します。

デジタル分野でのルールの縛りが甘くなつたのは中国への配慮があつたと指摘されていますが、事実ですか。政府は今後、どのように関税自由化の水準を引き上げ、より厳格な経済ルールを整備していく考えですか。また、日本が主導して、中國による協定の履行状況を厳しく監視するなどルールの遵守を迫つていくべきですし、RCEPの枠内にとどまらず、公正で透明性ある経済の確立を促すために米欧等とともに改革を迫つていくことも必要だと考えます。政府の対応をお示しください。

茂木大臣にお尋ねします。

政治リスクの高い中国経済に過度に依存することになれば、中国が軍事、経済一体での霸権追求を加速させかねません。どう認識されていますか。インドが希望すれば無条件で参加できる仕組みが閣僚宣言に盛り込まれましたが、政府は具体的にどのように印度に参加を促していくと考えていますか。産業の育成や競争力強化の支援といった経済面での協力にとどまらず、安全保障など広範な領域で日印関係を強固にしていくことが近道ではないですか。見解をお示しください。

RCEPでは、関税は参加国全體で九一%の品目で段階的に撤廃され、日本からの工業品輸出でも

は九二%の関税がなくなります。ただ、ほぼ一〇〇%の撤廃までの期間が二十年などと長いものも顯著です。中国向けの輸出では、完成自動車の関税撤廃に合意できていません。

農林水産分野の関税撤廃率も限定期になります。電子商取引では、ソフトウエアの設計図となるソースコードの開示要求を禁止する項目も見送られました。これは、妥結を優先したからでしょうが、統合されることも想定されています。

一方、我が国周辺国・地域では、台湾もTPPへの参加を求めて、日本の協力に期待しています。台湾のTPP参加に対する日本政府の立場と協力の方向性について、見解をお示しください。

さきのAPEC首脳会議では、中国の習近平国家主席がTPPへの参加を前向きに検討すると述べました。一党独裁の政治経済体制をも揺るがしかねないTPPの規律を中国が真剣に受け入れようとしているのか、疑義は拭えません。

中国の意図は、多分に政権移行期にあるアメリカをにらんだ政治的なものと考えますが、日本政府としてどのように捉えていますか。現実的に中國のTPP加盟へのハードルは極めて高いと考えます。日本のスタンスと今後の対応をお示しください。

いずれも茂木大臣に答弁を求め、私の質問を終わります。

〔國務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○國務大臣(茂木敏充君) 浅田議員から、英國とEUの将来関係の交渉の見通し及び日本政府の対応についてお尋ねがありました。

英國とEUとの間の将来関係協定の交渉は、EU加盟国であつた英國がEUを離脱をし、新たな関係を再構築しようとするものでありまして、委員御指摘の点も含めて、その性質上簡単なことはないと考えており、現時点で交渉の今後の見通しについて予見することは困難であります。

ただし、英EU交渉の結果は、英國を含む欧州諸国でビジネスを開拓している日本企業に影響を及ぼすものであり、これまでも英國とEU双方に對して早い時期から早期妥結を働きかけてきました。

私自身、英國については、ラーブ外務大臣やト拉斯国際貿易大臣に、EUについては、貿易担当欧州委員に対して働きかけ、また、EU加盟国の主要な外務大臣との会合においても早期妥結の重

要性を強調し、前向きな対応を促してきました。引き続き、英、EU双方に対しても早期妥結を働きかけていく考えであります。

次に、英國のTPP参加についてお尋ねがありまし。英國は從来からTPP加入に関心を寄せており、トライアゴン大臣も二〇二一年の早い時期にTPPへの加入を正式に要請する意向を表明しています。TPP11協定は、この協定が定めるハ

イスタンダードを満たす意思のある全てのエコノミーに開かれており、我が国としても、自由貿易を始め基本的価値観を共有する英國のTPP11加入への関心を歓迎します。

加入要請は各國が個別に判断する事項であり、英國の加入要請の時期について予断する立場にはありませんが、我が国としては、引き続きTPP11参加国と連携しつつ、英國の動向を注視するとともに、必要な情報提供を行っていく考えであります。

RCEPに關して、中國經濟への依存とインドの参加に向けた働きかけについてお尋ねがありました。

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額の約三割、我が国の貿易総額のうち約五割をカバーする地域の経済連携協定であり、地域の貿易投資の自由化、活性化に資するものであります。RCEP協定を通じて中国を含む参加国との経済的な結び付きが強化されることになりますが、相手国の関税も撤廃削減されるため、我が国經濟による

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額の約三割、我が国の貿易総額のうち約五割をカバーする地域の経済連携協定であり、地域の貿易投資の参加に向けた働きかけについてお尋ねがありました。

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額の約三割、我が国の貿易総額のうち約五割をカバーする地域の経済連携協定であり、地域の貿易投資の

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額の約三割、我が国の貿易総額のうち約五割をカバーする地域の経済連携協定であり、地域の貿易投資の

我が国としては、RCEP協定の署名に際して、RCEPがインドに対して開かれていること

を明確化するインドのRCEPへの参加に関する閣僚宣言の発出に尽力したところであります。今後とも、日印特別戦略的グローバルパートナーシップの強化に取り組むとともに、インドの将来

RCEPとTPPの関係についてお尋ねがありまし。我が国は、自由で公正な経済圏を広げるべく、TPP11、日EU・EPA、そして日米貿易協定を締結するなど、国際的な取組をリードしてきました。今般、日英包括的経済連携協定及びRCEP協定についても署名に至りました。

RCEP協定は、後発開発途上国を含め、制度や経済発展状況が大きく異なる国々も交渉に参加した経済連携協定であり、TPPとは参加国や背景、事情が異なりますが、できる限りレベルの高い協定を目指してきました。まずは、RCEP協定の早期の発効と着実な実施を通じて、地域の望ましい経済秩序の構築につなげていくことが重要と考へております。

これに對して、TPP11は、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの大きな意義を有しております。来年TPP委員会の議長国となる我が国においては、新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点も踏まえながら、引き続きTPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいく考えであります。

最後に、中国及び台湾のTPP参加についてお尋ねがありました。

ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有するTPP11への新規加入については、様々なエコノミーが関心を示しているところであります。

ります。

他方、TPP11は、市場アクセスの面でもルートの面でも高いレベルの内容となつており、関心表明を行つてあるエコノミーがこうした高いレベルを満たす用意ができるかどうかについては、しっかりと見極める必要があると考えています。

来年、TPP委員会の議長国となる我が国としては、新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点も踏まえながら、引き続きTPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣梶山弘志君登壇、拍手〕

○國務大臣(梶山弘志君) 浅田議員からの御質問にお答えをいたします。

日系企業がイギリスに要望していた五つの項目の現状についてお尋ねがありました。

労働者へのアクセスについては、人材確保の観点から、既に英国に居住しているEU加盟国の国籍を持つ労働者については、必要な手続を経れば引き続き滞在可能になると承知しております。

外資参入につきましては、英国は引き続き外資を歓迎する姿勢を見せており、EUからの離脱を契機に外資規制が強化される動きは承知をしておりません。

情報保護とデータ移転につきましては、特に個人情報の保護とデータ移転についての懸念が示されていましたと承知しております。この点については、EUの個人情報の保護水準と同等の個人情報保護制度が英国で導入されることが発表をされています。また、今後EUが英國の個人情報保護水準の十分性を認定すれば、英EU間のデータのやり取りもこれまでどおり可能となります。

英國の規制、基準のEUとの整合性につきましては、例えば、EUの製品安全基準であるCEマークについて、継続使用を一定期間可能とする経過措置等が設けられております。

最後に、研究開発予算へのアクセスにつきましては、現在、英EU間で研究開発等の補助金を含む公平な競争条件についての交渉が行われていると承知しており、協議の行方を注視をしております。

昨年十月に開設したブレグジット対応サービスデスクにおいて、こうした要望についても情報提供や個別の相談等の対応を行い、日本企業への影響が最小限となるようしっかりと取り組んでまいります。

RCEPのデジタル分野でのルールについてお尋ねがありました。

交渉の詳細な経緯については言及は差し控えますが、RCEPは、制度や経済発展段階の異なる多様な十五か国との間で合意、署名されたものであり、特定国への配慮によるデジタル分野でのルールの縛りが甘くなつたとの事実はありません。その上で申し上げれば、例えば、データ問い合わせの動きに歯止めを掛けるための「データ・フリー・フロー」の原則やサーバーの国内設置要求の禁止について一部の国がRCEPで初めて約束したことには、地域における自由で公正な経済ルールの構築に資するものと考えております。

RCEP協定では、発効五年を経過した後に一般的な見直しを行うことが規定されております。現段階でその結果を予断するものではありませんが、一般的な見直しを通じて協定の質をより高いものとするべく各國と協議をしてまいります。今後、RCEPを地域に自由で公正な経済活動を根付かせるためのプラットフォームの一つとして大きく育していく所存であります。

RCEPの協定のルールを遵守させる必要性、また、米欧等と連携して公正で透明性のある経済の確立を促す必要性についてお尋ねがありまし

た。

RCEPでは、協定の遵守に問題がある国がいる場合、まずは、合同委員会及び下部組織である各委員会の場で協定の実施や運用に関する問題を検討し、ルールの遵守を求めていくことになります。さらに、それでもルールを守らない国に対してもは、場合によつては紛争解決のための手続によって是正を求める考えられます。また、RCEPの枠外でも、例えば政府の過度な支援措置によって過剰生産能力の創出がされないよう、日米欧三極貿易大臣会合では産業補助金ルールの強化に向けて議論を進めているところであります。

こうした取組を通じて、問題意識を共有する国々と連携しつつ、自由で公正な経済ルールの実現、実施にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣野上浩太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣野上浩太郎君登壇、(拍手)お答えいたします。

日英EPAによる対英輸出についてのお尋ねがありました。

我が国農林水産物・食品の輸出拡大に向け英国と粘り強く交渉した結果、英國側の関税について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持しております。

この市場アクセスの改善を生かし、更なる対英輸出の拡大を図るためには、英國市場で求められるニーズや規制に対応し、マーケットインの発想で輸出に取り組むことが必要不可欠であります。

このため、二〇三〇年五兆円の輸出目標に向けて、輸出拡大のための関係閣僚会議において、現地で、当面必要となる具体的な戦略を検討してお

ります。総理からは、次回の会合において具体的な実行戦略を提示するよう指示があつたところであります。

あり、政府一体となって近日中に戦略を取りまとめることとしております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 大塚耕平さん
〔大塚耕平君登壇、拍手〕

○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平です。

英EPAについて質問いたします。

短期集中的な交渉に注力した関係者に敬意を表します。二国間交渉の合意は、双方が互いに利を得たと評価する言わばウイン・ウインの結果です。

そこで、外務大臣に伺います。日英それが利を得たと考えている点及びそれぞれが譲歩した点について御説明ください。

昨年九月二十日、英國政府は、日英EPAに関する意見募集のための情報文書を開示しました。交渉内容について国民から意見を求めたものであり、多数の意見が寄せられたそうです。それらを踏まえ、今年五月十三日、英國政府は、戦略的アプローチと題する約百ページに及ぶ文書を開示し、交渉に臨む基本方針と内容を国民に説明しました。

対する日本政府による同様の対応はなく、大筋合意が発表された九月十一日に二ページの資料が公表されただけです。

国民や国会に対する情報開示や透明性の観点から、その対応が適切であったか否か、外務大臣の認識を伺います。また、今後、同種の交渉において国民や国会に対する情報開示の在り方を改善する意思があるか否か、伺います。

英國政府は、日英EPAによる影響試算も公開しました。GDPプラス〇・〇七%、対日輸出プラス二一・三三%、日本からの輸入プラス七九・六七%、賃金上昇率プラス〇・〇九%などです。日本は事前に試算を行つたか否か、行つていた

とすれば公表したか否か、外務大臣に伺います。

英國政府の公開文書から、ブルーチーズ、豚肉、地理的表示、皮革、繊維、デジタル、会計、法律等のビジネスサービス、金融サービス、中小企業政策が英國側の重点分野であったことが読み取れます。これらの分野に関して、何を要求され、何を合意したのか。経産大臣、農水大臣、金融担当大臣にお伺いします。

一方、日本側は、経産大臣が六月九日の記者会見において、自動車、デジタル、農産物が重点分野である旨発言しました。三分野について、交渉に臨んだ方針と結果について、経産大臣、農水大臣から説明願います。

また、英國政府は、ビジネス目的での人の移動に関し、ビザ取得や配偶者、扶養家族の滞在期限等の要件、及び知的財産権の保護に関して、映画や音楽等のオンライン侵害規定について、日EU・EPAを上回る柔軟性を確保したと説明しています。具体的にどういうことか、外務大臣、経産大臣に説明を求めます。

英國の事前公開文書には、日英EPAはTPP参加へのステップという認識が明記され、トラスト担当大臣も同趣旨の発言を繰り返しています。そこで、英國のTPP参加に関する日本政府と担当大臣に説明を求めます。

英語の事前公開文書には、日英EPAはTPP担当大臣に説明を求めます。

そこで、英國のTPP参加に関する日本政府と担当大臣も同趣旨の発言を繰り返しています。

英語は日本を含むTPP加盟国と既に協議を行つているとも聞きますが、事実関係を伺います。

今月十五日にRCEPが合意に至りました。中國の習近平国家主席はAPEC首脳会議で、TPP加入を検討すると述べました。中国の意図は容易に想像ができます。しかし、日米同盟を基軸とする日本が米国抜きのTPPへの中国参加を是認することは様々な問題を惹起します。

そこで、外務大臣に伺います。

官報(号外)

しようか。また、今後、米国に早急な参加を促す努力をするのか否か伺います。

あわせて、来日した王毅外相とTPP参加に関する協議があつたか否か、及び中国との今後の貿易交渉に臨む基本認識も説明願います。

中国のTPP参加に関しては、英米との順番、及び参加の段階でTPPの内容がどうなつてあるかが重要な鍵となります。

そこで、外務大臣に伺います。

日英EPAとTPPを比較すると、どの分野がどのように異なるのか御説明ください。特に、デジタル分野に関して、日英EPAとTPPの違いを説明してください。

TPP参加に関しては、英米両国が中国に先んじること、及び英國が加入する段階でTPPを日英EPAと同等以上の内容に見直すことが必要と考えますが、外務大臣の認識を伺います。

中国の動きを考える場合、RCEPと日英EPA、TPPとの内容の違いも重要です。

そこで、お伺いします。RCEPは、日英EPAやTPPに比べて貿易自由度において、どの分野でどのように劣後しているのでしょうか。外務大臣に具体的に説明願います。

十九日の外交防衛委員会で、RCEP第十章六条に技術移転等の要禁止が盛り込まれたことを外務大臣に伺いましたが、その点も含め、RCEPと日英EPAの違いについて説明してください。

デジタル貿易分野はWTOにルールがなく、TPPや日EU・EPA、USMCA、日米デジタル貿易協定が先行しています。TPPを超える形で妥結したのがUSMCA及び日米デジタル貿易協定です。

そこで、外務大臣に伺います。日英EPAをUSMCA及び日米デジタル貿易協定と比較すると、デジタル分野に関して、どこの同じでどこが違うのか説明願います。

その上で、日英EPA第八章に関して伺います。

七十三条の用語定義において、コンピューター関連設備としてサーバー及び記憶装置を限定列举していません。技術進歩やインフラの実態を鑑みるか、経産大臣に理由を伺います。

七十三条では、ソフトウエア関係の貿易の条件として、当該ソフトウエアのソースコード及びそのアルゴリズムの移転、アクセスを要求してはならないとしています。しかし、七十三条の規定は、相手国の規制機関や司法当局の要求は認めており、しかも、執行活動のみならず調査、検査名目も可としています。さらに、同一条項(a)で、自由に交渉された契約や政府調達においては、移転、アクセスを自主的に付与することを認め、しかも、一項(b)で政府権限としての活動を除外しています。日英EPAのこのような規定がTPPに反映され、これをもつて強権的国家の参加の前提とする場合、潜伏的な問題が多いと考えます。

八十四条の情報の越境移転、八十五条のコンピューター関連設備設置、八十六条の暗号装置規定でも同様の懸念があります。

これら条文の解釈を経産大臣に、及びこの規定がTPPに反映されることを前提とした強権的国家の参加の懸念等について、政府の認識を外務大臣に伺います。

ちなみに、七十三条の用語定義及び七十三条の該当条文においてもソースコードの定義が定められていません。ソースコードについて日英間の合意した定義を経産大臣に伺います。

同様の問題意識で金融サービスについても伺います。

六十三条三項で、金融当局が金融サービスのコンピューター関連設備を利用し、設置することを

超えた態様で要求してはならないと定めています。

適当な限度とはどのようなことか、金融担当大臣に日英間での合意内容を伺います。

ISDS条項について伺います。

ISDSが導入された一九八七年から二〇一九年までの提訴件数は千二十三件に上り、国別では米国百八十三件が一位、英国は八十六件で三位です。国側が多額の負担を負うケースが多いISDSによる紛争処理には、透明性及びコストの観点から否定的な国が増えています。

EUはISDSに代わる国際投資裁判所を提案しているほか、米国も今やISDSには否定的であり、USMCAのISDSは実質的に無効化されました。一方、日本は引き続きISDSに向かっており、英國も肯定的と聞いています。しかし、日英EPAにはISDSは盛り込まれませんでした。

ISDSに対する基本認識及び日英EPAに盛り込まれなかつた理由について、外務大臣に伺いました。

WTの行き詰まりに象徴されるように、世界の貿易体制は矛盾と限界に直面しています。技術革新の加速やコロナ禍の影響で世界のサプライチェーンは不確実性を増し、貿易投資協定の内容は今まで以上に重要性を増しています。

これまでの延長線上の内容では対応できない事態も想定され、条文の分析や交渉戦略の在り方に専門家の知見を最大限に活用する必要がありま

す。

過度の秘密主義を是正し、的確な情報公開を行い、多くの専門家の知見を生かし、国益及び国際的利益に資する交渉を行うことを求め、質問を終ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)
○國務大臣(茂木敏充君) 大塚議員から日英EPAの内容についてお尋ねがありました。

日英EPAは、両国の貿易投資を促進する上でワイン・ワインな結果となつていると考えております。

市場アクセス面では、日EU・EPAで獲得した英國市場へのアクセスを維持するとともに、鉱工業品について一部品目でアクセスの改善を獲得しました。日本側の農林水産品については、関税は日EU・EPAと同内容を維持し、英國に対する関税割当枠は設けないと、日EU・EPAの範囲内での合意となつております。特段の譲歩は全く行つております。

また、ルール面では、電子商取引、金融サービス、エンターティ等の一部分野で、日EU・EPAより先進的なルールを新たに規定をいたしております。

次に、日英EPAの交渉過程における対応、今後の情報開示の在り方及び日英EPAの影響試算についてお尋ねがありました。

本年六月の日英EPA交渉立ち上げ以後、八月の私の訪英、九月の大筋合意、十月の署名式のそれぞれの記者会見を始めとする様々な機会に交渉の方針、目的や合意内容を明確に説明をいたしております。また、協定文書についても十月の署名時に速やかに公表するなど、適切な情報公開を行つてきております。

その上で申し上げれば、経済連携協定交渉を進め上で、国民及び国会から理解を得ることは重要でありまして、相手国との信頼関係や類似の交渉への影響も踏まえ、適切に対応してまいります。

日英EPAの影響試算について、既に我が国は二〇一七年に英國を含めたEUとのEPAについて経済効果分析を行い、日EU・EPAのGDP押し上げ効果は約1%と試算されております。ま

括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認

た、二〇一七年当時の日本とEUの貿易額に占める英国の割合は約一三%でありました。こうした数字は現在も大きく変わることはない、このように考えております。

日英EPAにおける人の移動及び知的財産の規定の内容についてお尋ねがありました。

人の移動については、日本側はEU・EPAと同様の約束を規定しており、英国側は企業内転勤者に同行するパートナー及び子の一時的な滞在等を認め、EU・EPAと比較して新たな約束を規定いたしております。

知的財産権については、EU・EPAを上回る規定も含まれております。例えば、デジタル環境における知的財産侵害行為に対する刑事上の手続及び刑罰を定めております。

英国のTPP参加及びTPP参加国との協議についてお尋ねがありました。

英国は、従来からTPP加入に関心を寄せており、トランプ国務大臣も、二〇二一年の早い時期にTPPへの加入を正式に要請する意向を表明しています。TPP協定は、この協定が定めるハイスタンダードを満たす意思のある全てのエコノミーに開かれておりまして、我が国としても英国のTPP加入への関心を歓迎いたします。

TPP参加国との協議については、本年九月にTPP11参加国及び英国との間で高級実務者レベルの非公式会合を開催したところでありますが、現時点では英国からは正式な加入要請は通報されておらず、したがって、加入交渉は行われておません。

加入要請は各個別に判断すべき事項でありまして、英國の加入要請の時期について予断する立場にありませんが、我が国としては、引き続きTPP参加国と連携しつつ、必要な情報提供を行つてまいります。

一般の菅総理とバイデン大統領の電話会談につ

いてお尋ねがありました。

御指摘の電話会談におきまして、TPPに関するやり取りはありませんでした。

日中外相会談において、王毅外相から、二十日はAPEC首脳会議で習近平国家主席がTPP11に於いて参加を積極的に検討すると発言したことについて説明がありました。私からは、TPP11はハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型のルールを世界に広めていくとの意義を有するTPP11への新規加入については、様々なエコノミーが関心を示しているところあります。

他方、TPP11協定は、市場アクセス面でもルール面でも高いレベルの内容となっており、関心表明を行っているエコノミーがこうした高いレベルを満たす用意ができることが必要である旨、説明をいたしました。

我が国としては、中国との通商関係を含め、自由で公正なルールを推進する取組を通じてインド太平洋地域における経済秩序の形成に引き続き主導権を發揮していく考えであります。

日英EPAとTPPの違いや、デジタル分野での日英EPAとUSMCAなど、他協定の違いについてお尋ねがありました。

日英EPAは、TPPと同様に、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の貿易・

投資ルールを定めるものであります。その上で、日英EPAは、TPPにはない企業統治章や貿易及び女性の経済的エンパワーメント章を独立した章として設けるなど、日英関係の実態を踏まえた規律が定められています。

日英EPAのデジタル分野の規律は、情報の越境移転の制限の禁止やコンピューター関連設備の設置要求の禁止など、それ以上の最新のリズムの開示要求の禁止など、それ以上の最新のデジタル分野に関する規定を盛り込んでおり、デジタル分野における国際的なルール作りにおける議論をリードするハイスタンダードな内容となつ

ております。

TPPの拡大及びTPP11の協定の見直し、また、日英EPAの規定を踏まえたTPPの拡大についてお尋ねがありました。

日中外相会談におけるTPPをめぐるやり取り及び中国との今後の貿易交渉に臨む基本認識についてお尋ねがありました。

日中外相会談において、王毅外相から、二十日はAPEC首脳会議で習近平国家主席がTPP11に於いて参加を積極的に検討すると発言したことについてお尋ねがありました。

私は、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有するTPP11への新規加入については、様々なエコノミーが関心を示しているところあります。

他方、TPP11協定は、市場アクセス面でもルール面でも高いレベルの内容となっており、関心表明を行っているエコノミーがこうした高いレベルを満たす用意ができることが必要である旨、説明をいたしました。

我が国としては、中国との通商関係を含め、自由で公正なルールを推進する取組を通じてインド

太平洋地域における経済秩序の形成に引き続き主導権を發揮していく考えであります。

TPP11協定のルールを将来どのようにしていくかについては、他の締約国とよく相談していく必要があります。

RCEP協定と日英EPA及びTPP11との比較、またRCEP協定第十章六条についてお尋ねいたします。

RCEP協定は、後発開発途上国を含め、制度や経済発展状況が大きく異なる国々も交渉に参加した経済連携協定であります。TPPや日英EPAとは参加国や背景、事情が異なるために、一概に比較してお答えすることは困難であります。

その上で申し上げれば、物品市場アクセスについてお尋ねがありました。

○国務大臣梶山弘志君登壇、拍手
大塚議員からの御質問にお答えをいたします。

日英EPAにおける皮革、繊維、中小企業政策、自動車、デジタルの交渉経緯及び合意内容等についてお尋ねがありました。

日英EPAのデジタル分野の規律は、情報の越境移転の制限の禁止やコンピューター関連設備の設置要求の禁止など、それ以上の最新のリズムの開示要求の禁止など、それ以上の最新のデジタル分野に関する規定を盛り込んでおり、デジタル分野における国際的なルール作りにおける議論をリードするハイスタンダードな内容となつ

ついて、ソースコードの開示要求の禁止は協定発効後に各国と協議することとなっています。

また、御指摘の技術移転に関する要求の禁止についてお尋ねがありました。

ISDS条項は、公正中立的な投資仲裁に付託できる選択肢を与えることによって、国外に投資を行う日本企業を保護するために有効であると認識をいたしております。

日英EPAにおいて、投資紛争解決手続については、EU・EPAと同様に規定しないことになりましたが、協定発効後、一定の条件を満たす場合には、本協定にISDS手続等に関する規定を追加することについて協議することができる旨を定める、いわゆる見直し条項を新たに規定をいたしております。(拍手)

IISDS条項は、公正中立的な投資仲裁に付託できる選択肢を与えることによって、国外に投資を行う日本企業を保護するために有効であると認識をいたしております。

ISDS条項は、公正中立的な投資仲裁に付託できる選択肢を与えることによって、国外に投資を行う日本企業を保護するために有効であると認識をいたしております。

ISDS条項は、公正中立的な投資仲裁に付託できる選択肢を与えることによって、国外に投資を行う日本企業を保護するために有効であると認識をいたしました。

中小企業政策は、EPAの利活用に関するセミナーへ、輸出支援策の情報共有等の協力内容を新たに規定することで合意をいたしました。

自動車及び自動車部品の英国资本へのアクセスについては、日EU・EPAの高いレベルの関税撤廃を維持し、日系自動車メーカーのビジネスの継続性を確保をしました。さらに、一部の自動車部品について新たに即時撤廃を得し、英國への市場アクセスを改善をいたしました。

また、デジタルについては、情報の越境移転の制限の禁止、コンピューター関連設備の設置要求の禁止など、日EU・EPAよりもハイレベルな内容に合意をしました。

日英EPAにおける農産物の交渉経緯及び合意内容等については、この後、農林水産大臣より答弁いただきます。

人の移動及び知的財産についてお尋ねがあります。

茂木大臣からの説明のとおり、人の移動については、英國政府は日本から英國に赴任する企業内転勤者に同行する家族の滞在を認めるなど新たな約束をいたしました。

また、知的財産権については、デジタル環境における著作権や商標権の侵害に対する権利行使を新たに規定するなど、日EU・EPAよりもハイレベルな内容に合意しました。

これらとの合意を通じて、日英間のビジネスがますます活性化することを期待をしているところであります。

日英EPA第八章における用語の定義及び三條、八十四条、八十五条、八十六条についてお尋ねがありました。

では、TPPや日米デジタル貿易協定と同様、定義をしておりません。

ソースコード条は、正当な目的の場合を除き、自國での事業実施の条件として、ソフトウエアのソースコードやアルゴリズムの開示要求を禁止しています。

情報の越境移転条は、国境を越える情報の移転を原則として制限しないことを規定しています。

コンピューター関連設備の設置条は、自國での事業実施の条件として、自國にサーバーなどコンピューター関連設備を設置することを原則として要求してはならない旨を規定をしています。

暗号法を使用する情報通信技術製品条は、暗号化した製品について、正当な目的の場合を除き、自國での販売、流通の条件として、暗号の開示や自國が指定する暗号を使用すること等の要求を禁止しております。(拍手)

(国務大臣野上浩太郎君登壇、拍手)

○国務大臣野上浩太郎君 大塚議員の御質問に答えてお答えいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 大塚議員からは、日英EPA、金融サービス等についての計二問お尋ねがあつております。

まず、合意内容についてお答えをさせていただきます。

英国からの要求内容など、交渉経緯の詳細については差し控えさせていただきますが、ブルーブルーチーズ、豚肉、地理的表示についてお尋ねがありました。

英国からの要求内容など、交渉経緯について詳しく述べることは差し控えたいと存じますが、日英EPAの金融サービス分野に關しましては、日EU・EPAで確保しました情報の越境移転ルールに加え、さらに、相手国

の金融サービス提供者に対し、自国内にコンピューター関連設備の設置を要求することの禁止等を新たに盛り込んでおります。

日英EPAの会計・法律等のビジネスサービス分野につきましては、日EU・EPAと同様の規律を定めています。

次に、第八・六十三条第四項中の適当な限度についてのお尋ねがありました。

豚肉については、日EU・EPAと同じ内容の関税措置とすることとしております。

地理的表示については、日EU・EPAで保護されている地理的表示を、本協定の下でも引き続き保護することとしています。また、保護する地

理的表示を追加する協議等を協定発効後速やかに開始することとしております。

一方、オバマ政権が核の先制不使用政策を検討した際に安倍前総理が反対したと当時のワシントンポストが報じ、唯一の戦争爆弾としての姿勢が問われました。

バイデン氏の発言に対する認識と、核の先制不使用に対する政府の見解を伺います。

米国は、トランプ政権下で、核戦略、二〇一八

にては、TPPや日米デジタル貿易協定と同様、定義をしておりません。

ソースコード条は、正当な目的の場合を除き、自國での事業実施の条件として、ソフトウエアのソースコードやアルゴリズムの開示要求を禁止しています。

情報の越境移転条は、国境を越える情報の移転を原則として制限しないことを規定しています。

コンピューター関連設備の設置条は、自國での事業実施の条件として、自國にサーバーなどコンピューター関連設備を設置することを原則として要求してはならない旨を規定をしています。

その結果、日本側の農産物の交渉結果は、関税は日EU・EPAと同じ内容を維持する、日EU・EPAで設定された関税割当ては設けないなど、日EU・EPAの範囲内となつております。

我が国からの輸出については、牛肉、茶など主な輸出関心品目の関税の撤廃など、日EU・EPAの内容を維持することとなつております。

(拍手)

○議長(山東昭子君) 井上哲士さん。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、日英EPAについて質問いたします。

まず、日米関係とバイデン新政権への対応について伺います。

桜を見る会前夜祭をめぐつて安倍前総理の虚偽答弁の疑いが強まっています。国会として看過できません。証人喚問で真相を解明しようではあります。

まず、日米関係とバイデン新政権への対応について伺います。

一つは、核軍縮についてです。

バイデン氏は、大統領選前の八月六日、広島、長崎の恐怖を二度と繰り返さないため、核兵器のない世界に近づけるよう取り組むと述べ、核兵器の役割を減らすとしたオバマ政権の目標を継承することを表明しました。

一方、オバマ政権が核の先制不使用政策を検討した際に安倍前総理が反対したと当時のワシントンポストが報じ、唯一の戦争爆弾としての姿勢が問われました。

バイデン氏の発言に対する認識と、核の先制不使用に対する政府の見解を伺います。

米国は、トランプ政権下で、核戦略、二〇一八

次に、農産物に関する交渉方針と結果についてお尋ねがありました。

農産物については、過去の経済連携協定を超えたの方針の下、国益を守るため、毅然とした姿勢で交渉を行いました。

その結果、日本側の農産物の交渉結果は、関税は日EU・EPAと同じ内容を維持する、日EU・EPAで設定された関税割当ては設けないなど、日EU・EPAの範囲内となつております。

我が国からの輸出については、牛肉、茶など主な輸出関心品目の関税の撤廃など、日EU・EPAの内容を維持することとなつております。

(拍手)

○議長(山東昭子君) 井上哲士さん。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、日英EPAについて質問いたします。

まず、日米関係とバイデン新政権への対応について伺います。

一つは、核軍縮についてです。

バイデン氏は、大統領選前の八月六日、広島、長崎の恐怖を二度と繰り返さないため、核兵器のない世界に近づけるよう取り組むと述べ、核兵器の役割を減らすとしたオバマ政権の目標を継承することを表明しました。

一方、オバマ政権が核の先制不使用政策を検討した際に安倍前総理が反対したと当時のワシントンポストが報じ、唯一の戦争爆弾としての姿勢が問われました。

バイデン氏の発言に対する認識と、核の先制不使用に対する政府の見解を伺います。

米国は、トランプ政権下で、核戦略、二〇一八

官 報 (号外)

年のN.P.R.を打ち出し、小型核兵器の開発や核兵器の近代化、包括的核実験禁止条約、C.T.B.T.の批准の放棄を明記しました。N.P.T.の核軍縮義務に背を向け、核軍拡へと大きくかじを切つたことは、核廃絶を訴えてきた被爆者と多くの人々を失望させました。

このトランプ政権の核戦略を高く評価するとしてきた日本政府の姿勢が、新政権に替わる今、改めて問われます。日本は核兵器国と非核兵器国との橋渡しを唱えてきましたが、国連総会第一委員会における日本提案の核軍縮決議の内容は後退を重ね、今年は米国の賛成を得るために、過去のN.P.T.再検討会議の合意の履行を核兵器国に迫る文言を削除しました。その下で、五年前と比べ共同提案国は四分の一以下になり、賛成国数も大きく減りました。

核の傘にある国も含めて、日本の提案が国際的な支持を減らしていることを反省すべきではないですか。やるべきことは、N.P.R.への支持を撤回して、米国も含めて合意したこれまでのN.P.T.再検討会議の合意の履行を求めるのではないか。

そして、間もなく発効を迎える核兵器禁止条約に反対する姿勢を改め、核兵器を違法とする新たな国際規範を力に核廃絶に向けた世界の取組を進めることこそ、唯一の戦争被爆国に求められる役割ではないか。お答えください。

もう一つは、在日米軍駐留経費の負担についてです。アメリカ側から繰り返し負担増要求が示される中、来年三月に期限が来る思いやり予算の特別協定に関する協議が始まっています。特別協定は、暫定的、一時的、特例的な措置として結ばれましたが、改定を繰り返し、負担の範囲も広げられてきました。米軍が世界で最も安上がりに駐留できる国となり、この十年間で海外の米軍兵員数に占める日本の割合は一一・一%から三三・七%に増加し、在日米軍基地の増強が進んでいます。

この協議にどう臨んでいるのですか。地位協定上の義務もない思いやり予算は、増額が許されないのはもちろん、廃止すべきです。

以上、外務大臣の答弁を求めます。

通商政策について伺います。

政府は、アベノミクスの柱に成長戦略を掲げ、経済連携はその切り札だとして、日豪E.P.A.、T.P.P.、日欧E.P.A.、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定を締結してきました。菅内閣は、この成長戦略を継承するとして本案の承認を求めていました。しかし今、従来の在り方こそが問われています。

新型コロナのパンデミックが浮き彫りにしたのでは、多国籍企業が国境を越えた活動で利益を最大化させるためのルール作りを推し進め、経済主権、食料主権をおろそかにした貿易自由化一辺倒で突き進んだ経済の脆弱性です。

グローバルサプライチェーンが途絶し、海外からの部品や原材料の調達が滞り、生産停止の影響が波及する事態に直面し、コロナ危機の下でもマスクや医療用物資の調達さえままならない事態になりました。

政府の成長戦略が外需頼みの危機に弱い経済社会を助長したという認識はありますか。継承ではなく、根本的な見直しが求められているのではないか。西村経済再生担当大臣の答弁を求めます。

日本英E.P.A.について外務大臣に伺います。

まず、政府が本協定の国内への影響試算を実施していない問題です。なぜ行わなかつたのか、理由を説明いただきたい。

国民の暮らしに大きな影響を及ぼす貿易交渉において、政府間の秘密交渉が批判され、ヨーロッパでは一定の情報開示や説明が行われるようになります。おいて、政府間の秘密交渉が批判され、交渉に入る前から国内の意見聴取を行い、その内容の開示も含めて交渉の目的、範囲及び経済的、社会的な影響を分析した文書を作成し、公表していくま

す。

日本はどうか。大筋合意の後になつてその概要が発表されただけです。国民への情報開示の姿勢が余りにも大きく遅れています。その認識はありますか。

茂木大臣は貿易交渉について、国益を損なう交渉をするつもりは毛頭ないと繰り返します。しかし、民主主義社会において内閣の結ぶ条約が本当に利益にかなうかどうかを見極めるのは大臣ではありません。主権者である国民一人一人です。それには政府からの必要な情報開示が不可欠です。改善する考えはないか、答弁を求めます。

ソフト系チーズについて伺います。

協定は、英国産のブルーチーズに対しても、EUへの関税割当て枠の未利用部分についてEUに認められたのと同じ低税率を適用することを認めていますが、この扱いについてEUにはどう説明をしたのですか。EUから一層有利な取扱いを求める再協議の提起を招く要因になり得るのではないか、政府の認識も示されたい。

また、協定では乳製品も見直し規定の対象になつてゐるほか、英国产への低税率適用に関して運用改善のための協議を行うこととされています。その対象になる事項を具体的に示していただきたい。

英國は、EUより好条件を獲得することを目指にしてきました。茂木大臣は衆議院の審議で税率や枠の変更を否定しましたが、将来にわたつて税率の変更や英國枠の新設を排除する規定は協定のどこにあるのか、明らかにしていただきたい。

次に、農産品の見直し規定についてです。

農産品の日本側の関税は日EU・E.P.A.の範囲内に合意されたと説明されます。しかし、見直しの対象は日EU・E.P.A.では牛肉、豚肉、乳製品、でん粉、砂糖などとしていたのに対し、本協定では新たにそれ以外の農産品にも拡大しまします。なぜEUへの約束を超える見直しを定めるこ

次に、核兵器廃絶決議、米国の核態勢の見直し及び核兵器禁止条約についてお尋ねがありまし

た。

我が国の核兵器廃絶決議につき、昨年に比べて賛成国数が減少いたしましたが、核兵器国である米国や英国、また核兵器禁止条約を支持する国を含む非核兵器国等、多くの国々の支持を得て採択されたことは、橋渡しに努める我が国の取組が一定の支持を得られたものと考えています。

また、核兵器国も参加する核軍縮・不拡散のための法的枠組みでありますNPTの下で、過去の合意文書の履行を重視する我が国の姿勢に変わりはありません。来年開催が見込まれるNPT運用検討会議が意義ある成果を收めるものとなるよう、この点も含め積極的に貢献をしてまいります。

なお、御指摘の二〇一八年に米国が発表したNPRは、米国による抑止力の実効性確保と我が国を含む同盟国に対するコミットメントを明確にしているものであります。引き続き我が国として高く評価をしております。

核兵器禁止条約については、これまで繰り返し表明しているとおり、核軍縮に関する我が国の立場から照らして署名する考えはありませんが、我が国としては、引き続き立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に貢献していく考えであります。

在日米軍駐留経費負担についてお尋ねがあります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟は、我が国の防衛のみならずインド太平洋地域の平和と安定のためにはなくてはならない存在であり、在日米軍駐留経費は、日米安保体制の下、在日米軍の円滑かつ効果的な活動を確保する上で重要な役割を果たしてきていました。これが基本認識であります。

今回の交渉では、一層厳しさを増す地域の安全

保障環境や我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、また、米国が政権移行期にあるといふことも考慮します。

日英EPAの影響試算の在り方、また日英EPAの情報開示の在り方についてお尋ねがあります。

Aの情報開示の在り方についてお尋ねがあります。

我が国は、既に二〇一七年に英國を含めてEUとのEPAについて経済効果分析を行つておらず、EU・EPAのGDPの押し上げ効果は約一%と試算をされております。また、二〇一七年当時の日本とEUの貿易額に占める英國の割合は約一三%であります。こうした数字は現在も大きく変わっていない、そのように考えております。

また、日英EPAの交渉方針、目的や合意内容について、六月の交渉開始、八月の私の訪英、九月の大筋合意、十月の署名式のそれぞれの記者会見等において、様々な機会に説明をしてきております。

その上で申し上げれば、経済連携協定交渉を進める上で、国民及び国会から理解を得ることは重要であり、相手国との信頼関係や類似の交渉への影響も踏まえ、今後も適切に対応してまいります。

日英EPAの下で日EU・EPAの関税割当て等についてお尋ねがありました。

この仕組みは、日EU・EPAの関税割当て枠の利用残が生じた場合に限り事後的に特恵関税を適用できる可能性を与えるものであります。

これは日EU・EPAの関税割当て枠の運用に影響を与えるものではなく、EUから再協議の提起を招くものとは考えておりません。こうした点については、EUに対しても説明を行つております。

運用改善のための協議、また日英EPAの税率変更や英國枠の新設についてお尋ねがありまし

た。

日英EPAでは、日EU・EPAで設定された

関税割当ての利用残が生じた場合に限り日EU・EPAと同じ税率を適用する制度について、その仕組み及び運用の改善が見直しの対象とされておりますが、今後、英側と協議する具体的な内容について予断を持つてお答えすることは困難であります。

また、税率変更や英國枠の新設について、委員御指摘のような内容が明記されている規定が協定内にはございませんが、今後の見直し協議に当たって、我が国の国益に反する合意をするつもりはございません。

日英EPAの見直し規定についてお尋ねがありました。

日英EPAの見直し規定は、日EU・EPAと異なるものの、TPPなど他の協定においても設けられている一般的な規定であると理解をいたしております。

最後に、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する章についてお尋ねがありました。

日英EPAで創出される機会や利益を女性が十分に享受できるよう、女性の経済的エンパワーメントに関して協力していくことが重要であるという点で日英間の認識が一致し、この章を新たに設けました。

この分野に関する作業部会において、市場や技術、資金調達への女性のアクセスの改善等に関する取組の共有等を行うことにより、女性の経済的エンパワーメントを促進していくことを考えております。

なお、この章には数値目標の設定に関する規定はありませんが、作業部会における女性のアクセスの改善に関する情報交換等を通じて、この章を適切に実施していく考えであります。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 井上哲士議員から成長

戦略についてお尋ねがございました。

我が国経済は、バブル崩壊以降、経済の低迷や

関税割当ての利用残が生じた場合に限り日EU・EPAと同じ税率を適用する制度について、その仕組み及び運用の改善が見直しの対象とされておりますが、今後、英側と協議する具体的な内容について予断を持つてお答えすることは困難であります。

また、税率変更や英國枠の新設について、委員御指摘のような内容が明記されている規定が協定内にはございませんが、今後の見直し協議に当たって、我が国の国益に反する合意をするつもりはございません。

日英EPAの見直し規定についてお尋ねがありました。

日英EPAの見直し規定は、日EU・EPAと異なるものの、TPPなど他の協定においても設けられている一般的な規定であると理解をいたしております。

最後に、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する章についてお尋ねがありました。

日英EPAで創出される機会や利益を女性が十分に享受できるよう、女性の経済的エンパワーメントに関して協力していくことが重要であるという点で日英間の認識が一致し、この章を新たに設けました。

この分野に関する作業部会において、市場や技術、資金調達への女性のアクセスの改善等に関する取組の共有等を行うことにより、女性の経済的エンパワーメントを促進していくことを考えております。

なお、この章には数値目標の設定に関する規定はありませんが、作業部会における女性のアクセスの改善に関する情報交換等を通じて、この章を適切に実施していく考えであります。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 井上哲士議員から成長

戦略についてお尋ねがございました。

我が国経済は、バブル崩壊以降、経済の低迷や

デフレにさいなまれてきました。二〇一二年の政権交代以降、まずはデフレからの脱却を最優先課題として取り組み、日本銀行による金融緩和とともに、コーポレートガバナンス改革による企業収益力の向上、イノベーション改革などの成長戦略に取り組んでまいりました。

その結果、政権交代後、早々にデフレではない状況をつくり出し、企業収益が二〇一八年度に過去最高となり、生産年齢人口が五百四十五万人減少する中での就業者数四百四十四万人増加、一九九二年十月以来の低水準となる完全失業率二・二%など、雇用環境の大幅な改善を実現しました。

経済全体でも、新型コロナウイルス流行前の二〇一九年には、GDP、名目、実質共に過去最高を記録いたしました。

そして、その成長の果実を弱い立場の方を含めて幅広く行き渡らせる、すなわち成長と分配の好循環をつくり出すために、残業時間の上限規制を導入し、生産性向上に取り組み、また賃上げにつながる同一労働同一賃金を実現するなど、働き方改革などを実行してまいりました。その結果、二〇一九年に、総雇用者所得の名目、実質とともに過去最高になるなど、雇用環境の大幅な改善を実現をしてまいりました。

こうした大幅な雇用環境の改善やそれに裏付けられた消費環境の改善に加え、外需も様々な自由貿易協定の効果もあり、農産品輸出額が年間約四千五百億円から約九千億円へと倍増、中堅・中小企業の輸出額、現地法人売上高が二〇一二年度の十五・六兆円から二〇一七年度には二十三・四兆円と、五年で一・五倍に拡大し、さらには、訪日外国人客が二〇一二年から一九年に約四倍に増加するなど、地方経済も含め日本経済全体の底上げを実現してまいりました。

したがつて、これまでの成長戦略は、成長と分配の好循環を実現してきており、外需頼みの危機

に弱い経済社会を助長したとの御指摘は当たらないと考えております。

さらに、コロナ禍においては、海外へ依存度の高い医療物資などの供給が滞るなどの課題も明らかになりました。補正予算、予備費合わせて合計三千六十億円を措置し、サプライチェーン強靭化の取組を進めるなど、更に強い経済の実現に向けて取組を進めています。

菅総理により御指示をいただき、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に向けた新たな経済対策の取りまとめを進めております。成長戦略会議での議論も進めつつ、スピード感を持つて更に強い経済の実現に取り組んでまいります。

その上で、自由で公正なルールに基づく国際経済体制を維持すべく、我が国が主導的な役割を担い、経済成長、富の源泉である自由貿易を引き続き推進していくことが成長戦略としても重要であると考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、第二百三回国会衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○太田房江君 登壇、拍手
ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、大会推進本部の設置期限を延長し、令和三年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、所得税 法人税及び法人住民税等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策の検討状況、大会延期に伴う追加費用と負担の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員、れいわ新選組の船後委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めました。(拍手)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めました。(拍手)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めました。(拍手)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めました。(拍手)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

〔賛成者起立〕

○

官 報 (号 外)

理事より反対する旨の意見がそれぞれ述べられま

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

す。
○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま

之多は賛成の皆さんの起立を以て、

よつて、本案は可決されました。（拍手）

○義長(山東招子信) 田屋第五 鄭更去及於民間

事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

たします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長浜

三

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(浜田昌良君登壇、拍手)

につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまなく公平な提供を確保するところも、日本

本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の

認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料

金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩

和等を行おうとするものであります

令和二年十一月二十七日 参議院会議録第五号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

平山佐知子君 岩本剛人君 清水真人君 吉川ゆうみ君 進藤金日々君 森屋宏君

豊田俊郎君 堂故茂君 石田昌宏君 大野泰正君 山田俊男君 森まさこ君 西田昌司君

水落敏成君 牧野たかお君 二之湯智君 世耕弘成君 武見敬三君 伊波鉄美君 高良喜美君 渡辺洋一君 小川克巳君 今井絵理子君

山田宏君 古賀友一郎君 島村雅夫君 宮崎洋一君 佐藤健三君 佐藤正久君 松下新平君 片山さつき君 水岡俊一君 林庸介君 鶴保芳正君 羽田雄一郎君

安達	自見はなこ君	徳茂	雅之君	裕之君	澄君
加田	山田	山下	雄平君	房江君	修路君
衛藤	長谷川	丸川	太田	高橋	克法君
金子原二郎君	猪口	石井	房江君	芳文君	志景君
山崎	佐藤	末松	中川	大田	阿達
尾辻	古川	青木	岡田	珠代君	雅志君
	北村	石井	岡田	珠代君	雅志君
	高野光二郎君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	信秋君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	経夫君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	良祐君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	邦子君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	順三君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
秀久君	正昭君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	晟一君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
	資麿君	高橋	岡田	珠代君	雅志君
		高橋	岡田	珠代君	雅志君

令和二年十一月二十七日

參議院會議錄第五號

議長の報告事項

同上

官 報 (号 外)

参議院議員鈴木宗男君提出日本学術会議会員任命問題における公文書に関する質問に対する答弁書(第一二号)	参議院議員鈴木宗男君提出菅義偉内閣総理大臣が「日本学術会議」が推薦した会員候補五百名のに対する答弁書(第二二号)	参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対する答弁書(第一三号)	同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和元年度国債権の現在額総報告を受領した。	同日内閣から、物品管理法第三十八条第三項の規定による令和元年度物品増減及び現在額総報告を受領した。	去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日内閣から、国債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和元年度国債権の現在額総報告を受領した。
農林水産委員 辞任 石垣のりこ君 補欠 小沼 巧君	国土交通委員 辞任 清水 真人君 櫻井 充君 岩本 剛人君 熊谷 裕人君	国家基本政策委員 辞任 福山 哲郎君 石川 大我君	予算委員 辞任 櫻井 充君 櫻井 充君 石川 大我君 福山 哲郎君 岩渕 友君	決算委員 辞任 自見はなこ君 櫻井 充君 大門実紀史君 岩渕 友君	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第四号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
労働者協同組合法案(第二百一回国会衆第二六号)	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣第一条)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第四号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
文教科学委員 辞任 岩本 剛人君 水落 敏栄君 石川 大我君 熊谷 裕人君	財政金融委員 辞任 山田 太郎君 古賀 之士君 豊田 俊郎君 横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二号)	法務委員 辞任 渡辺 猛之君 小沼 巧君 豊田 俊郎君 水落 敏栄君 石垣のりこ君	法務委員 辞任 渡辺 猛之君 山田 太郎君 石垣のりこ君	法務委員 辞任 渡辺 猛之君 上月 良祐君 高橋 克法君 高橋はるみ君 中西 祐介君 野村 哲郎君 酒井 康行君 大野 泰正君 藤木 真也君	災害対策特別委員 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
同日衆議院から次の内閣提出案を灾害対策特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を灾害対策特別委員会に付託した。	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(衆第七号)	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第二号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を灾害対策特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を灾害対策特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を灾害対策特別委員会に付託した。
交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律案(衆第五号)	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第四号)	横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二号)	横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二号)	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(衆第七号)	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第二号)	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(衆第七号)
立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	スポート振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)
スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第六号)	スポート振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)	立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第六号)
（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)	（徳永工り君提出)(第二〇〇号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田聰君提出環境事務次官による炭素税への言及に関する質問に対する答弁書(第二四号)	参議院議員浜田聰君提出公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問に対する答弁書(第一五号)	参議院議員浜田聰君提出民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問に対する答弁書(第一六号)	参議院議員浜田聰君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問に対する答弁書(第一七号)	参議院議員浜田聰君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書(第一八号)	参議院議員浜田聰君提出内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発等)に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。	「幼児教育・保育の無償化」、「高校無償化」、コロナ禍における「学生支援緊急給付金」に関する炭素税への言及に関する質問に対する質問主意書(徳永工り君提出)(第二〇〇号)

同日内閣から、再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「令和元年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四条の規定に基づく二十九年の国際連合教育科学文化機関第四十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ボストン5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣において、次とのとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠

農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠

農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠
農林水産委員 辞任 加田 裕之君 石垣のりこ君 林 芳正君 石垣のりこ君 林 芳正君	農林水産委員 辞任 小沼 巧君 里見 隆治君 下野 六太君 里見 隆治君 下野 六太君	農林水産委員 辞任 由佳君 秀規君 実仁君 真人君 大君	農林水産委員 辞任 補欠 補欠 補欠 補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。
都道府県労働局が発出した「雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の活用について」に関する質問主意書(塙村あやか君提出)(第二三号)

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

国土交通委員 辞任 里見 隆治君	補欠 西田 寒仁君
環境委員 辞任 吉良よし子君	補欠 市田 忠義君
予算委員 辞任 三浦 靖君	補欠 片山さつき君
行政監視委員 議院運営委員 辞任 浜口 誠君	補欠 上田 清司君
行政監視委員 議院運営委員 辞任 浜口 誠君	補欠 上田 清司君
審査報告書 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書	右は多数をもつて可決すべきものと議決した。 よって要領書を添えて報告する。 令和二年十一月二十六日
一、委員会の決定の理由 本法律案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(音喜多駿君外四名発議(参第一四号)) 同日委員長から次の報告書が提出された。	三、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二百一回国会閣法第五六号) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書	四、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うとともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。
二、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。 一、政府は、本法の施行による令和三年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。 二、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「本大会」という。)の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、 右の内閣提出案は本院において可決した。 右の内閣提出案は本院において可決した。	五、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方法人公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。 右決議する。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書	第一條 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 第一条中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。 和四年三月三十一日
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書	第二十条第四項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書	第三十二条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「第一條を「以下この条において「祝日法」という。」第一條に、「いう」を「いう。次項において同じ。」に、「同法」を「祝日法」に改め、同条に次の二項を加える。 2 令和三年の国民の祝日に於ける祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の規項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十一月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿 内閣委員長 森屋 宏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法施行に伴う令和二年度の歳出節減額は、一億円程度と見込まれている。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年十一月十九日

参議院議長 大島 理森 衆議院議長 大島 理森

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年十一月十九日

参議院議長 山東 昭子殿 衆議院議長 大島 理森

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

この法律は、公布の日から施行する。ただし、右の規定は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿 総務委員長 浜田 昌良

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

附則第二項を削る。

附則第三項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項を削る。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年十一月二十日

衆議院議長 大島 理森 参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管り規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十一月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿 外交防衛委員長 長峯 誠

附則

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の一、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第一條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の一、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百三十一」を「百分の百二十九・五」に改める。

附則

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第三項中「百分の百二十九・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、郵政民営化から十三年が経過したことを踏まえ、郵政民営化の進捗状況等について総合的に検証すること。

二、郵便サービスの水準を変更するに当たっては、日本郵便株式会社等と連携し、利用者に対する適切な周知を図るとともに、サービス提供に混乱が生じることがないよう指導監督を行うこと。また、日本郵便株式会社において、日刊紙、選舉運動用の通常葉書の配達頻度が確保されるよう、十分配意すること。

三、日本郵便株式会社が将来にわたり、郵便サービスを維持し、全国あまねく安定的にユニバーサルサービスを提供する責務を果たし、ユニアーバーサルサービスの質の維持・向上ができるよう支援すること。また、日本郵便株式会社による郵便のユニアーバーサルサービスの提供状況を注視し、必要に応じて、郵便サービスに対応するニーズや社会経済の環境変化等を踏まえ、基本

料金の見直しを含め郵便サービスの水準を維持するための方策を幅広く検討すること。あわせて、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に分かりやすい形で明示すること。

四、日本郵便株式会社が、非正規雇用を含む全ての社員を大切にし、長時間労働を招くことがないようにするとともに、できる限り深夜労働を減らすことができるよう、指導監督を行うこと。

また、働き方改革関連法の趣旨にのっとり、雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと。

五、日本郵政グループが、かんぽ生命保険の保険商品に係る不適切契約問題等によって損なわれた国民の信頼を回復するとともに、再発防止策の確かな推進と経営の健全化を早期に実現するよう指導監督を行うこと。

六、デジタル時代の郵政事業の在り方について、ユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化等を通じ、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進するため、必要な環境整備について検討を行い、その実施に努めること。

右決議する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年十一月二十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

第十六条第二項第一号中「一の事業所において同様の運送を要しない」に改める。

第六十七条第二項第二号中「一の事業所において同様の運送を要しない」に改め、同条第一項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「事業所においてその引受けを行ふ郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第一項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「営業所においてその引受けを行ふ郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第一項第一号中「三日」を「四日」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に、「あえてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「三日」を「四日」に、「あえてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「六日」を「五日」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に、「あえてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

（郵便法の一部改正）

第六十七条第二項第二号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「事業所においてその引受けを行ふ郵便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない」に改める。

（郵便法の一部改正）

第六十七条第二項第二号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「事業所においてその引受けを行ふ郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第一項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行ふ」を「営業所においてその引受けを行ふ郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第一項第一号中「三日」を「四日」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に、「あえてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

てその引受け及び配達を行ふ」を「事業所においてその引受けを行ふ信書便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない」に改める。

（第十八条中「営業所」を「事業所」に改める。）

（施行期日）

（附則）

（施行期日）

（附則）

（諸外国のパートナーシップ制度のもとで出生した子の出生手続きに関する質問主意書）

（右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。）

令和二年十一月十日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

（新郵便法）といふ。第七十条第三項第三号及び第十四条の総務省令の制定のために、郵便法第七十三条の規定による改正後の郵便法（同項において「新郵便法」という。）第七十条第三項第三号及び第十四条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第十四条に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいふ。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。（政令への委任）

（新郵便法）といふ。第七十条第三項第三号及び第十四条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第十四条に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいふ。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。（政令への委任）

（新郵便法）といふ。第七十条第三項第三号及び第十四条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第十四条に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいふ。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。（政令への委任）

（新郵便法）といふ。第七十条第三項第三号及び第十四条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第十四条に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいふ。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。（政令への委任）

（新郵便法）といふ。第七十条第三項第三号及び第十四条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第十四条に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいふ。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。（政令への委任）

出生した子どもについて、戸籍記載をしようとするときに父は誰かという問題が生じる。外国でパートナー・シップ制度を選択した日本人の中には、民法第七百七十二条のいわゆる離婚後三百日規定により日本法では前夫に嫡出推定が及ぶものの、外国法では婚姻内に生まれた子については後夫が父と推定されるため、嫡出推定が重なる。この場合は「父未定」として出生届を提出することも可能だが、後婚が法的婚でなくパートナーシップ制度を選択していると、日本ではそれが嫡出に当たるか否か、評価が定まらないために「父未定」とされるか否かが判然としないため、子どもが無戸籍となっているケースが存在している。

また、外国で生まれた日本人の子は生まれて三か月以内に出生届と国籍留保の届出を行わなければ、出生時に遡り日本国籍を失うことになる。現在のような出生届の受付の運用では出生から三か月以内に間に合わない場合もあるため、将来、子ども本人の意思で国籍を選ぶ権利が奪われることになる。

このような現状は通則法第二十四条および第十八条、さらには子どもの権利条約第七条に反する」と考える。

右を踏まえて、以下質問する。

一 パートナーシップ制度が法制化された国で、父子関係も「婚姻に準じて」決定されている場合、日本人母の子として戸籍記載をする際に、当該国の登録されているパートナーを子の父とみなすか。その法的根拠とともに政府見解を示されたい。

二 前記一に関連して、当該国の登録されているパートナーを子の父とみなさないとすれば、その法的根拠を示されたい。

三 日本人の母がフランス、ギリシャでパートナーシップ制度を利用し、パートナーとの間に子が生まれた場合、日本において出生届を提出

するとき、そのパートナーを父と認めるのか。政府の見解如何。

四 日本人の母がフランス、ギリシャでパートナーシップ制度を利用し、その日本人の前夫との間の法的離婚後の三百日以内にパートナーとの間に子どもが生まれた場合、日本の法令に従えば前夫に嫡出推定がなされる。一方、すでに出生時にパートナーシップ制度で婚姻に準ずる身分を得たパートナーが子の父と推定され、当該国において出生登録が受理されている場合、日本の出生届を提出すれば嫡出推定が重なる。このような場合、日本での子どもの出生届の父欄は「父未定」という記載で受理することはできるのか。政府の見解如何。

五 海外で暮らす日本人が在外大使館、領事館で出生届に関する相談をする場合、十分な情報が与えられない現状がある。例えばイギリスで暮らしていた日本人女性は、二〇〇三年頃、前夫との離婚後、妊娠中に新たな婚姻届を提出しに在英国日本大使館に行つたところ、「離婚後三百日以内のお子さんが生まれた場合、前のご主人の子として出生届を出していただくことになる」と示唆された。イギリスの法令には待婚期間の規定がなく、当時の法例第十七條の規定の適用を求めたものの、領事館の担当者に「これまで例外ではなく、前夫の子としてしか出生届は受けつけていない。法務省に照会するまでもない」と言われ、対応を拒否された。以来二十年が経つが、民法第七百七十二条による無戸籍児家族の会(代表 井戸まさえ元衆議院議員)によれば、現在も同じような対応が行われておられる。政府として改善の方法を具体的に示されたい。

六 近年、無戸籍者ゼロタスクフォースが立ち上

るとき、省庁横断での無戸籍対策が進められているところ、海外在住日本人への支援の現状とその対策についても充実の必要性があると思われるが、政府の見解如何。

右質問する。

令和二年十一月二十日

参議院議長 山東 昭子 殿 内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員熊谷裕人君提出諸外国のパートナーシップ制度のもとで出生した子の出生手続きに当たる場合、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出諸外国のパートナーシップ制度のもとで出生した子の出生手続きに当たる場合に対する質問に対する答弁書

一 及び二について
御指摘の「父子関係も「婚姻に準じて」決定されている場合の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般的に、ある男性と日本国民である子との間に法律上の父子関係が重複なく認められる場合には、当該男性を父とする記載のある出生の届出に基づき、当該子の戸籍の父欄に当該男性の氏名が記載されることとなる。

三 及び四について
フランス及びギリシャのパートナーシップ制度の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般的に、ある男性と日本国民である子との間に法律上の父子関係が重複なく認められる場合のある出生の届出に基づき、文書を作成しなければならないとされている。

日本学術会議会員任命問題における公文書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十一日

参議院議長 山東 昭子 殿 蓮 航

四号)第五十四条第一項に規定する父が未定である事由を記載した出生の届出は受理されるもの、当該子の戸籍には父の氏名が記載されないこととなる。

五について
在外公館における戸籍に関する事務については、これまでも法令にのつとり適正に行つてきているところであり、引き続き適正な事務が行われるよう努めてまいりたい。

六について
無戸籍者問題の解消のために必要な情報については、国内のみならず海外に居住する日本人に対しても周知されるよう、取り組んでまいりたい。

ます」と答弁し、公文書での記録が存在することを認めた。加えて、加藤長官は「杉田副長官と内閣府でやり取りを行つた、それ以外もあるかもしませんが、それが、そういう記録ということを承知しております」と答弁している。

一方、菅総理は九月十六日以降に杉田副長官に会員任命問題について改めて懸念・指示を伝え、杉田副長官から相談があつた旨を答弁しており、内閣府と杉田副長官のやり取り以外にも、菅総理と杉田副長官の間でのやり取りが複数回あつたと考えられる。

そこで、以下、質問する。

一 前述のように、日本学術会議の会員任命に関して、加藤長官が答弁で存在するとした杉田副長官と内閣府のやり取り以外にも、菅総理と杉田副長官とのやり取りがあつたことを総理が答弁で認めている。この菅総理と杉田副長官のやり取りの記録は存在するか。

二 前記一の記録が存在する場合、当該記録に基づき、日付ごとに、菅総理と杉田副長官とのやり取りの概要等をお答え頂きたい。

なお、個人名や任命する又は任命しない理由など、人事に関する機微に触れる箇所については触れる必要はないが、いつ面会などのやり取りをしたか、また、そのやり取りの概要等について可能な範囲でお答え頂きたい。

三 加藤官房長官が存在を認めた日本学術会議の会員任命に関する杉田副長官と内閣府のやり取りをしたか、また、そのやり取りの概要等について可能な範囲でお答え頂きたい。

なお、個人名や任命する又は任命しない理由など、人事に関する機微に触れる箇所については触れる必要はないが、いつ面会などのやり取りをしたか、また、そのやり取りの概要等について可能な範囲でお答え頂きたい。

右質問する。

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員蓮舫君提出日本学術会議会員任命問題における公文書に関する質問に対し、別紙答

弁書を送付する。

菅義偉内閣総理大臣が「日本学術会議」が推薦した会員候補百五名のうち、六名の任命を見送ったことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十一日

鈴木 宗男

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員蓮舫君提出日本学術会議会員任命問題における公文書に関する質問に対する答弁書

一について

今般の日本学術会議の会員の任命については、内閣府において決裁文書を起案し、任命権者である菅内閣総理大臣が決定したものであり、その決定に至る過程に関する行政文書については、内閣府において、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の規定に基づき管理している。

二及び三について

お尋ねの「記録に基づき、日付ごとに、」及び「やり取りの概要等」の具体的に意味するところ

が必ずしも明らかではないが、今般の日本学術会議の会員の任命に至る過程においては、菅内閣総理大臣が、内閣官房長官であつた当時から、杉田内閣官房副長官に日本学術会議に係る懸念点を伝えており、また、令和二年九月十六日に内閣総理大臣に就任した後も、杉田内閣官房副長官に当該懸念点を改めて伝え、その後、内閣府とのやり取りの概要等をお答え頂きました。

杉田内閣官房副長官が菅内閣総理大臣に相談をし、同月二十四日に内閣府において決裁文書が起案されるまでの間に、杉田内閣官房副長官が菅内閣総理大臣の今般の日本学術会議の会員の任命に係る判断を内閣府に伝えたところである。

間出身者や若手が少なく、出身や大学にも偏りが見られることも踏まえて、多様性が大事だということを念頭に、私が任命権者として判断を行つたものであります」との旨を答えている。

一 日本学術会議には、国家予算が年間約十億円計上されないと承知するが、予算の詳細を明らかにされたい。

二 日本学術会議の会員は、会員と連携会員に分けられているが、各会員の人数、役割を明らかにされたい。

三 日本学術会議には国家公務員である職員が五十人いると承知しているが、それぞれの役職、役割は如何。

四 日本学術会議は、年間を通して主にどのような活動をしているのか。

五 日本学術会議は内閣総理大臣が所轄する内閣府の特別機関であり、政府が介入することは当然であると考えるが、政府としての見解は如何。

六 日本学術会議は、どのような基準、方法で百五名を選出したのか、詳細を明らかにされたい。

七 日本学術会議法第十七条の規定には「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」とあります。今回の任命は、任命権者たる内閣総理大臣が、その責任をしっかりと果たしていく中で、日本学術会議の推薦に基づいて任命を行つたものであります。その上で個々人の任命の理由については、人事に関することであり、お答えを差し控えますが、任命を行う際には、総合的、俯瞰的な活動、すなわち、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてバランスのとれた活動を行い、国の予算を投じる機関として、国民に理解される存在であるべきということ、更に言えば、例えば民

なるか、政府としての認識は如何。

九 しんぶん赤旗記事の日本学術会議に関する記事の内容について、日本共産党が何處から入手した情報であるか、政府として把握しているか。

十 しんぶん赤旗記事の内容は本年九月三十日までの取材内容と承知する。日本学術会議会員の任命は十月一日発令であることから、記事内容は情報漏洩となり、国家公務員法第百条第一項「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」に該当し、国家公務員法違反になると考へるが、政府の見解は如何。

十一 日本学術会議が推薦した六名の任命を見送ったことについて、一部の学者が「學問の自由の侵害」と批判している。また、日本共産党の志位和夫委員長は本年十月二十九日の衆議院本会議代表質問で「基本的人権の侵害」とまで述べている。「任命の是非」と「學問の自由の侵害」、「基本的人権の侵害」は、全く別の問題であると考えるが、政府の見解は如何。

十二 本年十月二十八日の衆議院本会議代表質問において、立憲民主党の枝野幸男代表は、「憲法第六条一項は、「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。」と規定しています。基づいて任命するという法的な構造は全く同じです。学術会議の任命に、総理による実質判断の余地を認めたら、内閣総理大臣の任命についても、陛下による実質判断の余地が生じてしまします。」と述べられた。「日本学術会議が会員候補を選定する事と「国民から選ばれた国會議員が内閣総理大臣を選ぶ事」は全く別の話であり、「基づいて、任命する」という言葉だけを引用して、「日本学術会議が推薦する会員候補の任命」と「天皇陛下が内閣総理大臣を任命」する事を比較するのは、的確ではないと考えるが、菅義偉内閣総理大臣の見解は如何。

十三 日本学術会議の会員の選出にあたり、推薦する側と任命する側がいることから、任命権者の判断があつて当たり前であり、一部野党や一部の

部学者が騒動を大きくすることが不自然と考えるが、政府の見解は如何。

十四 一部野党が騒動を大きくすることで、何かの思惑、特定の意図があるのではないかと思われるような印象、受け止めをされてしまうと考へるが、政府としての見解は如何。

十五 昭和五十八年五月十二日、参議院文教委員会において、中曾根康弘内閣総理大臣（当時）が「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがつて、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であると考えくだされば、學問の自由独立といふものはあくまで保障されるものと考えております」と発言されています。また、同年十一月二十四日、同委員会において、丹波兵助総務府総務長官（当時）が日本共产党の吉川春子君の質問に対し、「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否しない、そ

のとおりの形だけの任命をしていく」と述べられている。菅総理は本年十月二十九日衆議院本会議の中での日本維新の会の馬場伸幸君への質問に対し、「国民に理解されるよりよい組織となるよう、未来志向で梶田会長と議論を続けていたい」と考えております」と述べられている。

中曾根総理・丹波総務府総務長官の発言を引き合いに、一部の野党が、菅総理が任命しなかつたことに「違法」又は「學問の自由の侵害」と批判することは的確ではなく、内閣府所轄である以上、これまで形式的に任命してきたことこそが無責任であり、悪しき慣例であつて、見直してもいい必要があると考えるが、政府の見解は如何。

十七 日本学術会議の会員選考にあたり、選考システムが閉鎖的であることが背景にあると考えられる。本年十月十六日毎日新聞朝刊三面「会員後継者指名難しく」という記事の中でも、元幹部は選考について、「えこひいきが無いとは言いつ切れない」、「自分の弟子を引つ張つてきたり、悪いところが無いとは言えない仕組みだ」と指摘している。菅総理は、本年十一月四日の衆議院予算委員会、日本共産党の志位委員との質疑の中で「新しい会員を選ぶについて、九十万人も研究員がいる中であつて、連携会員二千人と約二百人の会員と何らかのつながりを持つていなければ会員になれない」ということも、これは事実じやないですか。今年の会員を見てみますと、連携会員から上がつた人が七割で、会員、連携会員の推薦者が残りを占めているんじやないでしようか」との旨を述べ、更には「閉鎖的、既得権のようになつてゐると言われても仕方がないと思います」との旨を答弁している。また、菅総理は任命を見送ったことについて「人事に関する事であり、答弁は差し控える」旨を答弁している。野党やメディアは「なぜ答えられないか」と批判しているが、「答弁を差し控える」は、菅総理が日本学術会議に推薦された会員候補の人格やプライバシーに配慮した答弁であり、質問に誠実に向き合い立派に答えられていないと認識するが、政府の見解は如何。

十八 本年十一月七日東京新聞に「事前調整巡り山極前会長反論「直接会うことも電話も断られた」という記事の中で、政府と日本学術会議の間で人事の事前調整がなかつたのが、会員候補六人の任命拒否の理由だとする菅総理の国会答弁を巡り、山極前会長は「事前調整」というのは、相互が話をして調整するもの。私は（杉田和博官房副長官）直接会うことも電話で話をすることも、事務局長を通じて断られた。話し合いたいとの官邸からの誘いもなかつた」と反論している。また、「内閣府日本学術会議事務局」の事務局長は百五十人の（推薦者）名簿を提出前に杉田さんに見せていくと思う」と指摘しているが、山極前会長の話は事実であるか、政

府の見解は如何。

十九 菅総理は日本学術会議が推薦した会員候補六名の任命を見送った理由について「人事に関する事であり、答弁は差し控える」旨を答弁している。

野党やメディアは「なぜ答えられないか」と批判しているが、「答弁を差し控える」は、菅総理が日本学術会議に推薦された会員候補の人格やプライバシーに配慮した答弁であり、質問に誠実に向き合い立派に答えられていないと認識するが、政府の見解は如何。

右質問する。

令和二年十一月二十日

参議院議長 内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員鈴木勇君提出菅義偉内閣総理大臣が「日本学術会議が推薦した会員候補百五名のうち、六名の任命を見送つたことに関する質問にあたつて「閉鎖的」既得権益にならないよう、日本学術会議が推薦する会員候補を選考する全ての過程を明らかにし、国民に知らしめることは最も重要なと考へるが、政府の見解は如何。

二七

参議院議員鈴木宗男君提出嘗義偉内閣總理大臣が「日本學術會議」が推薦した会員候補百五名のうち、六名の任命を見送つたことに関する質問に対する答弁書

一について
日本學術會議における令和二年度予算の内訳

は、政府・社会等に対する提言等に要する経費が約二億九千万円、各国アカデミーとの交流等の国際的な活動に要する経費が約一億円、科学者間ネットワークの構築に要する経費が約千万円、科学の役割についての普及・啓発に要する経費が約千万元、人件費が約四億三千万円、事務費等が約一億二千万元である。

二について
日本學術會議会員（以下「会員」という。）は、

日本學術會議法（昭和二十三年法律第百二十一号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき日本學術會議を構成し、法第三条に規定する職務を行う官職であり、また、日本學術會議連携会員（以下「連携会員」という。）は、法第十一条の規定に基づき、会員と連携し、法第三条に規定する職務の一部を行う官職であり、これらの官職にある者の数は、令和二年十月一日現在で、それぞれ三百四名及び千九百一名である。

三について
日本學術會議に置かれる事務局に所属する職員は、事務局長一名、次長一名、課長等五名、課長補佐及び係長等四十三名であり、事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本學術會議の運営に参画し、事務局の事務を統理し、次長は、事務局長を助け、事務局の所掌事務に係る重要な事項に関する事務を総括整理し、課長等は、事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること、会員、連携会員及び委員会委員の人事に関すること、科学に関する重要事項の審議に関すること、国際會議の開催、国際學術交流等

參議院議員鈴木宗男君提出嘗義偉内閣總理大臣が「日本學術會議」が推薦した会員候補百五名のうち、六名の任命を見送つたことに関する質問に対する答弁書

国際業務に關すること等の事務をそれぞれつかさどり、課長補佐及び係長等は、各課長等がそれぞれつかさどる事務に從事している。

四について

日本學術會議は、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることを職務として行つており、例えば、今和元年十月から令和二年九月までの間に発出した提言は七十一件、報告は十五件である。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本學術會議は、内閣府に置かれる内閣總理大臣が所轄する特別の機関であり、法第三条の規定に基づき、独立してその職務を行うこととする職務を行つてゐる。

六について

日本學術會議は、法第十七条の規定に基づき、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考して内閣總理大臣に推薦するものとされてゐるところ、会員の候補者の選考については、日本學術會議会則（平成十七年日本學術會議規則第三号第八条の規定に基づき、会員及び連携会員が候補者を推薦し、日本學術會議に置かれる選考委員会が候補者の名簿を作成して法第十四条に規定する幹事会に提出し、幹事会が法第二十三条第一項に規定する総会の承認を得て、候補者を内閣總理大臣に推薦することを会長に求めるものとされており、一般的の会員の任命に係る推薦に当たつても、このような手続を経たものである。

七について

お尋ねの「日本學術會議が・・・至るまで」、「連の手続き」及び「関わった者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本學術會議が会員の候補者を内閣總理大臣に推薦するまでの手続については、六についてでお答えしたところであり、今般の会員の任命に係る推薦に当たつては、當時の山極会長（以下「前会長」という。）を始め、会員及び連携会員が、当該手続においてそれぞれの役割を果たしたものと承知している。内閣府日本學術會議事務局管理課総務係が当該推薦に係る決裁文書を起案し、前会長が決裁することにより処理しているところ、その過程においては、酒井管理課長、後藤企画課長及び福井事務局長の決裁を経ている。また、日本學術會議からの推薦に基づいて、今般の会員の任命を行うに当たつての事務手続については、内閣府大臣官房人事課において矢作大臣官房人事官が当該任命に係る決裁文書を起案し、菅内閣總理大臣が決裁することにより処理しているところ、その過程においては、吉岡人事課長、大塚大臣官房長、山崎事務次官及び加藤内閣官房長官の決裁を経てゐる。

八から十までについて
御指摘の記事については承知しているが、個別の報道の内容に関するお尋ね及び個別の報道の内容を前提とするお尋ねであり、政府としては、内閣總理大臣がその役割を適切に果たし、国民権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十二について
法令において、「基づいて任命する」と規定されいても、各法令によつて、任命を行う者の権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十三について
御指摘の各声明については、日本學術會議が独立して行う職務の一環として発出されたものであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

十四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本學術會議がその役割を適切に果たし、国民権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十五について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本學術會議がその役割を適切に果たし、国民権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十六について
御指摘の各声明については、日本學術會議が

理解される存在であり続けることが重要であると考へており、現在、日本學術會議においては、会員候補者の選考過程の透明性の向上について検討課題の一つとされていると承知している。

十七について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本學術會議がその役割を適切に果たし、国民権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十八について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本學術會議がその役割を適切に果たし、国民権能及び責任が異なつており、御指摘の内閣總理大臣の任命については、國政に関する権能を有しない天皇が實質的決定権を持たないことは憲法上明らかであり、条文の文言のみで比較することは妥当ではないと考えている。

十九について
政府としては、会員の任命に関する質問については、可能な限り誠実に対応しているところである。

官報(号外)

日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年十一月十一日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書
私が令和二年六月三日に提出した「破壊活動防止法と日本共産党との関連に関する質問主意書」

(内閣参質二〇一第一三五号)に対する答弁書(第二百一回国会第一三五号)

(内閣参質二〇一第一三五号)に対する質問主意書

でも含まれているか。

三 答弁第一三五号において、政府は、「関連団体」について、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である」と答弁しているが、それならば、政府がある」と答弁しているが、それならば、政府があるなら、あるならば具体的な組織名、団体名を明らかにされたい。

四 平成元年二月十八日、第百十四回国会の衆議院予算委員会において石山陽公安局調査室長官(当時)が答弁している日本共産党のいわゆる「敵の出方論」に対する認識について、政府は、

五 答弁第一三五号で「現在においても、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している」と答弁しているが、現在もその認識に変わりはない

六 答弁第一三五号において「日本共産党は、現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」、また、「日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」と答弁しているが、現在も日本共産党を

七 法務委員会において、寺田熊雄の質問に、公安調査室長官(当時)は「現在においても日本共産党のいわゆる敵の出方論に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している」とあるが、公安

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対する答弁書

一 について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第

一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた疑いがあるものと認識している。

二 及び四から六までについて

日本共産党は、現在においても、破壊活動防

止法に基づく調査対象団体である。

また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している。

三 について

ささらに、同党のいわゆる「敵の出方論」につい

ては、平成元年二月十八日の衆議院予算委員会における石山陽公安局調査室長官(当時)が「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議

会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあること

はお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦

略または戦術の手段であるのかといふことの問題でございます。私どもはそれらに対しまし

て、今冷静な立場でもつて敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございまして、今のところその結果として直ちに公党

である共産党に対し規制請求すべき段階に立ち入つておるとは思わないから請求をしていない

ということあります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私から申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後に不穏分子が反乱

的な行動に出で、これを鎮圧するというのには、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われ

るべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義政権は、應確立される前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は、應確立された後に、その不穏分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それにつきまして一部をおつしやつておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る旨を述べた答弁と同様の認識である。

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対する答弁書

一 について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防

止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第

一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた疑いがあるものと認識している。

二 及び四から六までについて

日本共産党は、現在においても、破壊活動防

止法に基づく調査対象団体である。

また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している。

三 について

お尋ねについては、公安調査室の調査の具

体的内容に關わる事柄であり、お答えは差し控えたい。

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聰

中井環境事務次官による「炭素税への言及に関する質問主意書

中井環境事務次官による「炭素税への言及に関する質問主意書

各省庁には大臣以下立法府に議席を持つ特別職国家公務員が配置され、その指示に基づき具体的な諸施策が立案されているものと承知している。

一例を挙げると、「平成二十二年(あ)第九五七号国家公務員法違反被告事件判決文では、国行

治機構の仕組みの下で、議会制民主主義に基づく

政治過程を経て決定された政策を忠実に遂行するため、国民全体に対する奉仕を旨として、政治的に中立に運営されるべきものといえる。』と述べている。

また、第二百一回国会参議院財政金融委員会(令和二年三月十九日)において、財務省の矢野主税局長(当時)は「憲法上の三大義務の一つとされる納税の義務、そのルールを決めるものでござりますし、租税法律主義ということで国権の最高機関でお決めにならることですので、事務屋として、あるいは政府の一部として、財務省主税局がどういふうに税の決定プロセスがあるべきなどということを口にするべきこと自体、僭越」という内容の答弁をしている。

これらから、行政機関の一般職の職員は政策決定においては特別職職員の補佐を行うにとどまり、決定された政策を忠実に執行するのが本務であると考える。

一方、中井事務次官は令和二年七月二十二日の記者会見において「脱炭素の世界に行くためのメルクマールとしてはカーボンブライ징は炭素税も含めて大変有効だと私も本当に思っています。」及び「環境省としてはまだ税制要望という形では行っていませんが、どういう形になるかこれから検討していきたいと思います。」との発言は、中井環境事務次官のカーボンブライ징に関する感想や環境省内部における検討の状況について述べたものであり、新たな税制を設けることを決定する旨を述べたものではないことから、「国家の根本政策ともいえる租税の新設に関して、一般職の幹部職員が公の場で発言することは、三権分立及び議院内閣制の趣旨に照らして不適切」との御指摘は当たらないと考えている。

公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十二日

浜田 聰

参議院議長 山東 昭子殿

公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問主意書

内には答弁されたい。

右質問する。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

参議院議長 山東 昭子殿

令和二年十一月二十四日

参議院議長 山東 昭子殿 菅 義偉

令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員浜田聰君提出環境事務次官による炭素税への言及に関する質問に対し、別紙答弁書

を送付する。

参議院議員浜田聰君提出環境事務次官による炭素税への言及に関する質問に対する答弁書

再点検を実施し、同年十月に公務部門における障害者雇用に関する基本方針が関係閣僚会議において決定された。また、二〇一九年六月、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、公務部門においては、障害者の活躍の場の拡大のため自ら率先して障害者を雇用するよう努める責務がさらに求められている。そこで、公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問する。

一 公務部門の障害者雇用において、法定雇用率の達成率の最近の推移について政府の見解を伺いたい。また、法定雇用率が未達成の場合にとられる措置は具体的にどのようなものがあるか。

お尋ねの「法定雇用率の達成率の最近の推移」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「公務部門」以下「公務部門」という。における法定雇用率を達成した機関の割合については、平成三十一年六月一日時点において、国の機関が十八・六パーセント、都道府県の機関が六十一・五パーセント、市町村の機関が六十九・六パーセント、都道府県教育委員会が十・六パーセント、市町村教育委員会が四・二パーセントであったところ、令和元年六月一日時点においては、国の機関が六十一・四パーセント、都道府県の機関が七十七・二パーセント、市町村の機関が七十二・三パーセント、都道府県教育委員会が十二・八パーセント、市町村教育委員会が六十・四パーセントとなっており、さらに、令和二年六月一日時点において法定雇用率を達成した機関の割合(速報値)は、九十七・八パーセントとなつてゐる。法定雇用率を達成していない国及び地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という)第三十八条第一項の規定により、対象障害者(法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。)の採用に関する計画(以下「障害者採用計画」という。)を作成し、法第三十九条第一項の規定等に基づき、障害者採用計

参議院議員浜田聰君提出公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聰君提出公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聰君提出公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問に対する答弁書

の実態と今後の対策に関する質問に対する答弁書

画及びその実施状況を厚生労働大臣又は都道府県労働局長に通報しなければならないとされており。さらに、国の行政機関については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について〔平成三十一年三月十九日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定〕において、「各府省等は、法定雇用率の達成を前提に障害者雇用の促進のために措置された予算について

・・・法定雇用率が未達成の場合には、その未達相当額を適切に活用することにより、各年度の予算編成において、必要な障害者雇用の促進策の充実を図ることとも、「障害者採用計画が未達成の場合には、その状況に応じて、各府省等の翌年度の庁費の算定上減額すること」としている。

お尋ねの「地域」とに異なる課題の意味するところが明らかではないため、お答えすることには困難である。

三及び四について

国及び地方公共団体の任命権者は、法第七条の三に規定する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づき、障害特性に配慮した採用等を進めていくこととしており、厚生労働省においては、国及び地方公共団体の機関の取組を支援するため、公共職業安定所等において相談窓口担当者を選任し、国及び地方公共団体の機関に対して障害者の雇用の促進等に係る助言等を行っているほか、各機関による知的障害者等の採用に当たつて効果的と考えられる職場実習の実施や柔軟な選考の取組に対する支援等を実施しているところである。

また、お尋ねの「公務部門における知的障害者雇用の促進・支援策」については、これらの取組に加え、厚生労働省において、国の機関の

人事担当者を対象とした「知的障害者雇用促進セミナー」を開催する等、知的障害者の採用の促進に努めているところである。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十二日

浜田 聰

参議院議長 山東 昭子殿

民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問主意書

令和元年六月に成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律により、民間企業の障害者法定雇用率は二・二%となり、令和三年四月より前に二・三%へ引き上げられる予定である。また、令和元年障害者雇用促進法改正概要では、民間事業者における精神障害者雇用者が少ないことや、中小事業主における障害者雇用が進んでいないことを課題として挙げている。そこで障害者雇用における実態と今後の支援策について質問する。

参議院議員浜田聰君提出民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「地域」とに異なる課題の意味するところが明らかではないため、お答えすることには困難である。

三及び四について

国及び地方公共団体の任命権者は、法第七条

い場合、検討する考えはあるか。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聰君提出民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問に対する答弁書

三について

御指摘の「地域特性等において就労が困難な障害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、就労が困難な障害者を含む障害者の就労支援については、公共職業安定所において、地域の実情も踏まえ、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して障害者本人に対する就職から職場定着までの一貫したきめ細かな支援を行つてあるところである。

三について

お尋ねについては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、障害者雇用に関する社会全体の意識の醸成を図るために毎年九月を障害者雇用支援月間と定めて障害者雇用に関する啓発活動を実施しているほか、厚生労働省において、同月間に合わせて、障害者を積極的に雇用している事業所や職業人として模範的な成果を上げている障害者等に対して表彰を行い、その周知・広報を進めるとともに、都道府県労働局において、精神障害者及び発達障害者と共に働く労働者等を対象として、精神障害や発達障害について正しく理解し、労働者である精神障害者や発達障害者を職場で支援する「精神・発達障害者しごとサポート」の養成を推進すること等により、障害者雇用に対する理解の促進を図つてあるところである。

「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十二日

浜田 聰

参議院議長 山東 昭子殿

「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問主意書

一について

一 民間企業の障害者雇用受け入れの課題の一つとして、一緒に働く社員からの理解不足等が挙げられるが、就労者全体もしくは国民全体へ障害者雇用への理解を促進するための具体策はあるか。具体的策が無い場合、検討する考えはあるか。

二 中小事業主の障害者雇用の課題に対して、事業主側への金銭面以外での具体的な支援策はあるか。具体的な支援策が無い場合、検討する考えはあるか。

三 地域特性等において就労が困難な障害者への具体的な支援策はあるか。具体的な支援策が無

い場合、検討する考えはあるか。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

三について

御指摘の「地域特性等において就労が困難な障害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、就労が困難な障害者を含む障害者の就労支援については、公共職業安定所において、地域の実情も踏まえ、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して障害者本人に対する就職から職場定着までの一貫したきめ細かな支援を行つてあるところである。

三について

お尋ねについては、政府としては、中小企業

においては障害者雇用のノウハウの不足等の課題があるものと認識しており、このような課題に対し、地域障害者職業センターによる雇用管理に関する専門的な助言その他の援助、公共職業安定所による採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫した支援の実施等、中小企業に対するきめ細かな支援を行つてあるところである。

ににおいては障害者雇用のノウハウの不足等の課題があるものと認識しており、このような課題に対し、地域障害者職業センターによる雇用管理に関する専門的な助言その他の援助、公共職業安定所による採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫した支援の実施等、中小企業に対するきめ細かな支援を行つてあるところである。

令和二年十一月二十七日 参議院会議録第五号

質問主意書及び答弁書

三一

ないかと考えるため、以下質問する。

投資信託においては、購入者の掛け金を運用した収益を配当金として分配するが、歐米では確定した実現益のみを分配しているのに対し、日本では実現益に加えて評価益(含み益)の分配も認めている。利益として確定していない評価益は、その後の運用で減額を生じた場合、元本割れを引き起こす可能性がある。このような可能性を鑑みて、歐米のように確定した実現益のみを分配するよう制度変更をすることを提案するが、政府の見解を伺いたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年十一月二十四日

参議院議長 山東 昭子 殿 内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員浜田聰君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問に対する答弁書

追加型投資信託(元本の追加信託)をすることができる投資信託をいう。ただし、公社債投資信託及び上場投資信託を除く)の収益の分配については、投資信託協会の「投資信託財産の評価及び計算等に関する規則」において、信託財産として運用されている有価証券の評価益は、前期から繰り越された欠損金がある場合には当該繰越欠損金を

その一つとして、家賃支援給付金の対象外とされている、いわゆるサブリースを対象とすること

補填して、その残額を分配することができる旨が規定されている。このため、仮に、御指摘の「元本割れ」が、信託財産が投資家の拠出した資金を下回ることを意味するものであるとすれば、評価益を分配金として処理した後に「元本割れ」した場合、それは信託財産の運用によるものであり、御指摘のような場合に、直ちに「元本割れ」となるものではないと考えている。現時点で制度変更は検討していないが、必要に応じて適切に対応してまいりたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年十一月二十四日

参議院議長 山東 昭子 殿 内閣総理大臣 菅 義偉

家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十一月十二日

浜田 聰

参議院議長 山東 昭子 殿

家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問主意書

参議院議員浜田聰君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聰君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書

おいて、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書

御指摘の「家賃支援給付金の対象外とされている、いわゆるサブリース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、家賃支援給付金は、新型コロナウイルスによる売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減するためであると承知している。

しかし、家賃支援給付金は二百五十万件の申請まっているが、当該制度の趣旨は、新型コロナウイルスによる売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減するためであると承知している。

おいて、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書

御指摘の「家賃支援給付金の対象外とされている、いわゆるサブリース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、家賃支援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えし、土地代金又は家賃の負担を軽減するために支給するものであるため、自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を賃貸借契約等に基づいて直接占有し、当該土地又は建物の使用及び収益をするための対価として金銭を支払った事業者に対して当該給付金を支給することとしている。

発行所 〒101-0051 二番地 独立行政法人国際印刷局	
電話 03(3587)4294	
定価 (本体 一一〇円)	本号一部 一一一円